

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第49回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和4年5月17日(火) 17:02~19:50

場所 オンライン開催

○下村室長

それでは定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第49回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日の小委員会につきましても、オンラインでの開催とさせていただきます。ただ今ありましたとおり、ウェブでの中継も行ってまいります。そちらでは傍聴も可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、村木委員、四元委員、武田委員、石井委員からご欠席、それから牛窪委員は遅れてのご参加とご連絡を頂戴してまいります。

それでは、以降の議事進行は、山内委員長をお願いいたします。

○山内委員長

はい、承知いたしました。それでは、お手元の議事次第に沿って議論に入りたいと思います。

本日の議題ですけれども、1つ目が、直近の卸電力市場および燃料の動向について、それから2つ目が、今後の小売政策について、3番目が、電力需給についてということでございます。

それでは、早速1番目の議題に入ってまいります。事務局から資料3-1、3-2についてご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○下村室長

それでは、資料3-1からご説明させていただきます。お手元にご用意いただければと思います。

直近の市場の動向についてということで、2ページが秋口からのスポット市場価格の推移を諸外国と比較をしております。3ページ、4ページは、先物市場の価格の動向、それから5ページは、先物取引量の動向を示しております。6スライド目、長期のトレンドを示しております。スポット市場価格は燃料価格と相関が高いということに、2021年度は13.5円となっております。

7スライド目は、各種燃料の価格の推移でございます。8スライド目でございます。これは電力先物市場価格と、それからLNGのJKMのLNGスポット価格の先物価格の推移

を、それぞれ横に並べてございまして、必ずしも同じような動きではなくて、異なる動きとなつてございます。

これを9ページ、電力kWhベースに単位を換算して並べてみますと、月によっては、スプレッド、両者の差ですね、が大きく開くといった月も生じてございまして、発電事業者はこの2つの先物を活用いたしますと、リスクをある程度軽減して燃料調達ができる状況というのが生じているという状況でございます。

10ページでございます。こちらの審議会におきまして、リスクマネジメントガイドラインといったものもこれまでご審議いただいております、小売だけでなく、発電事業者においても、自社のアセットの最適運用を目指すことが望ましいといったご審議もいただいております、こうした主張でございますので、発電事業者においては、積極的な先物市場の活用などが期待される場所であると考えてございます。

3-1は以上でございます。

○小川課長

続きまして、資料3-2についてご説明いたします。電力基盤課長の小川です。

2ページをご覧ください。本日のご議論ですけれども、燃料・原料を取り巻く情勢ということで、昨年来、特に燃料価格の上昇にあるところを折に触れご報告してきたところではありますけれども、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、また燃料・原料の調達リスクというのが高まっているというところで、本日はその点をまたご紹介の上で、どういった対応策が必要になるかといった点について、併せてご議論いただければと考えております。

スライド4ページをご覧ください。こちらは3月までの情勢でありまして、加えてということになりますと、5ページになります。左にありますように、4月8日、G7首脳の間で共同声明ということで、石炭輸入のフェーズアウトや禁止を含む、エネルギー面でのロシア依存低減というところで、続いて5月には、今度は石油輸入についてということ、段階を追って石炭、石油というところで来ております。同じスライドで下に囲ってありますけれども、日本もこれも足並みをそろえた対応を行ってきているところでもあります。

スライド7ページをご覧ください。これはG7各国のエネルギー自給率とロシアへの依存度というところでもあります。まず一番上の日本は、石油4%、そして天然ガス、石炭が約1割というところでもあります。一方、下から2番目、欧州各国はロシア依存度が高い中で、特にドイツですね、石油、それから天然ガス、さらに石炭と、かなり依存度が高いという中で、欧州あるいはG7という意味で、ドイツも段階を追っての石炭、さらに石油についての輸入をやめていくと、依存をやめていくということについてかじを切っているというのが足元の状況になります。

もちろん、これによる影響といましようか、ドイツ国内はもとより、欧州全体でも非常に議論、エネルギーセキュリティーの話と、このロシア制裁というところの大議論がある中で、各国のエネルギー政策においても、さまざまな影響、例えば石炭火力、あるいは原子力

をより長く保管するとか、そういった動きが出ているところであります。

また、ガスの調達については、15 ページをご覧くださいと思います。こちらは欧州では、足元の危機を受けての新たなLNG調達、ここに挙がっているのは中東、あるいはアフリカの産ガス国との契約あるいは合意ということでありまして、足元、世界のエネルギー市場で起きていますので、欧州各国がロシアからの輸入を減らす分、アジアも含めてその他の市場からの調達を増やしているというところでありまして、当然その影響がアジアにも及んでいるというところでありまして、

また、欧州でいきますと、次の16、17は、こういった輸入依存度を、ロシアへの依存を下げるという取り組みとともに、国内的な対応としまして、これは従来からあるものではありませんけれども、ガスの緊急計画というのを定めております。既に今回3月、16 ページ、スライドの枠囲いの3つ目のポツでありますけれども、3月の時点で、第1段階である早期警戒というのを宣言しているところでありまして、第2段階では市場メカニズム、そして第3段階まで行きますと、政府が市場に介入していくという形での備え、受け身を取っているという状況であります。

続きまして、国内の状況ということでありまして、22 スライドに飛んでいただければと思います。特にガス全体の輸入量の約1割というところなんですけれども、電力・ガス会社、それぞれでいったときに、どちらも1割弱ではあります。一方で、電力会社の場合には、電力需要全体、発電量全体に占める割合でいいますと、ここに挙がっている8%というのからさらに低くなる、半分以下に減ると。他の発電もあるというところでありまして、一方でガスのほうは、まさにこの1割が直接のガス供給にダイレクトに効いてくるというところでありまして、

毎回ご紹介している在庫のところは、電力が24、ガスが25スライドになります。どちらも傾向としましては、少し需要が減る時期に入って、在庫水準は上がってきてはいるというところでありまして、電力でいいますと、過去5年平均とほぼ同じレベル、ガスの場合には、過去5年平均をやや下回る水準というのが足元の状況になっております。

こうした中での日本としての燃料・原料面での対応というところは、27 スライドに記しております。石油、石炭、天然ガス、それぞれ産出国への働き掛けといったものを行いつつ、調達力をより強化していくという取り組みがなされているところでありまして、

こうした中での今後というところで、全体的な検討課題というのを37スライドに記しております。あくまでも課題の例というところでありまして、今回ロシアのウクライナ侵攻によってエネルギーを取り巻く国際情勢が一変しております。こうした中で、電力・ガスの事業者の原料・燃料の調達環境は大きく影響を受けております。先ほど触れましたように、それぞれ国際市場において、特にEUの各国が世界中からの調達というのに全力を挙げている中で、今後、中長期的に日本としてもしっかり必要な量を確保していくにはどうしていけばいいのか。

欧州の動きも一時的という見方も強いところでありまして、足元は化石燃料の調達に全

力を挙げていますけれども、当然脱炭素という大きな方向性がある中ではありますので、各化石燃料を生産する国々も、今一時的に需要が増えているからといって、なかなか新たな投資に踏み切らない、踏み切れないというところであるので、余計に足元の取り合いというのが厳しくなっているという状況があります。

こうした中でということ、上から3つ目のポツにありますけれども、事業者が従来ビジネススペースでやっている調達というところについて、国としての果たす役割、これまでも上流投資の後押しなどもやってきております。そうした中でどういった対応策があり得るかという点、さらには4つ目のポツにありますように、段階を追って石炭、石油と進んできている制裁ですけれども、こういった制裁措置がさらに強化されていくときに、どのような備えというのを考えておく必要があるか。こういった点については、これまでとは違う視点で考えておく、いろいろなあらゆるリスクを想定して、考えておく必要があるかなというところでもあります。

そういった意味で、下から2つ目にありますような、緊急時というところ、原料・燃料が必要な量が十分に入ってきているのか、きていないのかという、まず最初に把握でありますし、まずそこが十分でない場合の融通、事業者間の融通というのをどうしていくのか、そうした中でも、国際市場からどのように調達していくかといったところでの国の役割といった点、こういった点については、検討をしっかりと早く進めていく必要があるのではないかと。さらには、ということ、一番下にあります、中長期的にということ、いいますと、調達における国の役割、国によってはかなり国有の事業者が取りに行っているところも当然ある中で、日本においてはこういった形での役割があり得るのか。

そして、「電力と異なり」と記しておりますけれども、電力においては、使用制限令という形での需要の抑制策というのが法制度的に用意されておりますけれども、そういった制度的な仕組みのないガスについての需要抑制の在り方、もちろん需給ひっ迫時ということではあるんですけれども、こういったことについて、どう考えるのか、あるいは検討を進めていってはどうかと、そういった点を記しております。

資料3-2については以上になります。

○山内委員長

ありがとうございました。これで議題1については資料説明をいただきました。

それでは、以上の説明について、皆さんからご意見ご質問ということでご発言願いますが、ご希望の方はチャット欄で、お名前と発言を希望と、こういう旨を記入していただきたいと思っております。こちらで順次指名させていただきます。

それではいかがでしょう。議題1について、ご質問ご意見がある方はチャット欄でお願いしたいと思います。ウクライナの話があるとなかなか大変な話題ではありますよね。いかがでございましょう。

特にあれですか。ご発言がないということもないと思うんですけども、いかがでございましょう。

松橋委員がご発言ご希望ということで、どうぞ松橋さん、発言してください。

○松橋委員

ありがとうございます。ちょっと遅れまして申し訳ございません。

今のウクライナの件、東日本大震災とはまた違った意味で、これからも戦争中にとどまらず、われわれは戦禍が止むことを、一刻も早く止むことを望んでいる、お祈りしているわけですが、終わった後もこの状況という、エネルギーに深刻な影響が及ぶという影響は、私は5年10年続く恐れがあるというふうに懸念しております。

それで、もちろん今ご担当の方がおっしゃったように、短期的には何とかロシア以外の国から油、ガス、もちろん石炭も含めまして、調達する血路というか、を開いていくしかないと思うんですが、中長期的、特に長期的には、私は、一つドイツに注目をしているんですね。ドイツはいわゆるフィッシャー・トロプシュの、石炭から油を合成するものを開発して、かなり古い、戦時中から使っておりましたし、その後、FT合成は南アフリカがアパルトヘイトで油を輸入できなかつたときに、ずっと石炭から油をつくる、こういうことをやっていたわけです。

それで、今はもうそれはあまりやっていないと思いますが、技術はかなり古くからあるわけですので、もう一回、現代に焼き直す可能性が私は十分あると思っていて、ドイツに注目しているわけですが。

このときに、カーボンニュートラルというもう一つの重要な目標があるので、CO₂が増えるようなことがあってはいけないと思うんですね。ですので、石炭からつくる場合でも、COと水素の比を調整する、これをシフト反応で調整しますと、COをCO₂にして水素を増やすので、CO₂の増加につながるんですが、前も言いましたけど、水素を、今、再エネが増えているので、再エネからのグリーン水素とか、あるいは場合によっては原子力の水素でまかなうことができれば、COと水素の比を調整できる。

油であれば1対2、天然ガス、メタンであれば1対3で調整して、合成すれば、油、天然ガスができるはずですよ。なので、長期的にはもちろん大気中からのCO₂を使って、ダックでやるというのが完全なカーボンニュートラルですけども、それは今すぐやると非常に高くつくので、このエネルギーセキュリティーが非常に深刻度が高まっている中で、ぜひこれを見直していただきたいと。もちろんメタネーションのサバティエもそうですけれども、総合的に見直して、それからカーボンニュートラルとエネルギーセキュリティーを同時に高め得るといふ、それをぜひ国として後押しする。

もちろんプラントを造らないといけないので、短期には絶対無理なんですけど、5年先10年先を見て、長期的な視点で、こういうことの総合戦略をぜひつくっていただきたいと思えます。その際、何度も言うようですが、大崎クルージェンのような、これまで国家でやってきたものも非常に貢献すると思うので、そこも含めて総合戦略をぜひお考えいただければ、5年先10年先には非常に効果を発揮するのではないかと。なおかつドイツのような国とも、彼らも同じことを悩んでいるはずですので、情報交換しながら進めていただければと思

ます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。松橋委員の他に今のところ、発言ご希望が。大橋委員ですね。大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。資料について、特段異論があるわけではないですが、コメントまでです。

今、行われている経済制裁がエネルギー需給にどう影響を与えるのかというのは、なかなか読み切れない中で、ウクライナ情勢次第では、わが国の冬の需給も極めて大きな影響を受けるという状況なんだと思っています。現状、上流から運搬に至るまで、地政学的リスクがどこにあるのかということを変更して見極める必要が非常にあるなと思っています。

そうした中で、地政学リスクがあるところについては、国がバックアップする仕組みというものもしっかり考えていく必要が、少なくとも短期的にはあるんだろうと思いますので、ぜひこの辺り、従来と全く違う目線だと思えますけれども、ご検討いただければと思っています。

それが資料3-2に関してでありまして、また資料3-2にガスの需要のお話もありましたけれども、これについても、これまでどうして検討されていなかったのかというのが逆に不思議に思うくらいなんです。需要抑制政策についてもご検討ということについては、私は重要なことだと思います。

3-1について、先物についての状況も見せていただいて、丁寧にマージンの存在もご指摘いただいたところだと思います。リスクマネジメントガイドラインをしっかりと事業者の方にも意識していただくということが極めて重要だと思いますので、引き続き啓蒙(けいもう)活動になるのかもしれませんが、よろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。今のところチャットではないんですけども。

日本ガス協会、早川オブザーバーですが、今、他に委員の方のご発言ご希望がないので、どうぞ早川オブザーバー、ご発言ください。

○早川オブザーバー

ありがとうございます。ガス協会の早川です。本日は直近の燃料動向を踏まえ、幅広い視点で今後の課題についてご議論いただき、感謝申し上げます。私からは今後の検討課題について3点申し上げたいと思います。

1点目は中長期的に安定的な燃原料調達の実現についてです。将来のカーボンニュートラル実現に向けたトランジション期において、天然ガスの果たす役割は極めて大きなもの

があります。LNGのマーケットが大きく変貌する中でも、中長期的に安定的に日本向けLNGを確保することが大きな課題であり、LNG上流開発投資に対する、国としてのサポートをぜひともお願いをいたします。

2点目は、ミクロ的な原燃料不足についてです。生産地でのトラブルや自然災害により、短期的に原料不足が発生した場合に備えて、ガス業界では、スライド34ページにご紹介いただいておりますけれども、大規模供給途絶時の対応ガイドラインを策定しております。また、2020年度に発生した電力需要ひっ迫時においては、業界を超えて各社の判断によってLNG融通等を実施いたしました。引き続き短期的な原燃料不足が発生した場合においては、こうしたガイドラインも活用して対応してまいります。

3点目、マクロ的な原燃料不足についてであります。今般のロシア・ウクライナ情勢のような地政学的リスクによる不足は、これまでの短期的な需給ひっ迫とは全く異なるものであり、事業者や業界の努力だけでは解決し得ないものと受け止めております。このような場合において、原燃料を確保するためには、国による外向的な動きも重要と考えておりますので、ぜひともこうした資源外交の取り組みについてお願いをしたいと思います。

また、こうした非常事態では、供給サイドに加えて需要サイドでの取り組みも併せて行っていく必要があると考えております。その際には、LNGの最大の用途が発電事業であることから、ガスのみならず、エネルギー全体を捉えてご検討いただくようお願いをいたします。

一方で、日本のガス事業は、エリアごとにネットワークが構築されていて、全国規模でパイプラインがつながっていないことですか、電力のような電源ポートフォリオを持たないなど、国内の電力事業やヨーロッパのガス事業とは異なる事業構造を有しています。こうしたそれぞれのエネルギーの特性や事業特性も踏まえて全体最適となるご議論をいただきますようお願いをいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。松村委員がご発言ご希望ですね。松村さん、どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえます。

○松村委員

今回の資料で出していただいたとおり、適切に整理されていると思いますので、この方向で議論が進んでいけばと思います。国のサポートも、直近の問題だけに限らず、これからも同じような問題は繰り返し起こり得るので、整備するということが、事務局の提案はもっともだと思います。

それで、事務局の資料にも書いてあるとおりなので、繰り返す必要はないかと思うのです

が、まずガスのほうに関しては、電気の危機的な対応時の節電の要請ルールに対応するものがまだ十分整備されていないのはご指摘のとおりだと思いますので、早急に対応を考えていただくということ。

それから、資料にも書かれているとおりですが、ガスに色が付いているわけではないので、電気とガスとの間のコーディネーション、総合的な調整についても、さらに考える必要があるかと思います。原料としてのガスが不足した、それで危機的な状況になったというときに、電気のほうは取りあえず足りているのだけれど、それでも節電をして、ガスを温存してそちらに回すだとか、その逆だとかということも、これから必要になる局面はあり得ると思います。

その点について、燃料制約が発生した以前の状況下で、ガス事業者から電力事業者に融通がなされたということは十分認識はしているのですが、一方で直近でも、都市ガスを燃料としている発電所の燃料制約が発生し、そのときに電力事業者とガス事業者の間のコーディネーションがうまくいっていなかったのではないかと懸念される事例が実際に出てきていることも頭に入れる必要があると思います。

従って、総合的な調整は、かなり急いでやらなければいけないと思いますので、早急に検討を今後進めていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。ご発言ご希望の方。

澤田委員、どうぞご発言ください。

○澤田委員

ありがとうございます。資料の説明をありがとうございます。ウクライナ・ロシアの問題に端を発してのエネルギー供給の問題というのは非常に重く捉えていまして、産業界、特に製造を担う立場からコメントしたいと思います。

私たちはまず、ドイツに大きな工場がありまして、かなりエネルギーコストが上がっています。ただ生産を続けるためには、安定供給というのが必要なので、まず今やっていることは、電気とガス、これをうまく工夫しながら、何とか生産が継続できるような努力をしているとともに、コストが上がっていますから、省エネに対しての活動をこれまで以上に取り組んでいます。

もちろん多少コストアップするところは、消費者に価格転嫁させていただくわけですが、ここで得た技術を日本などの他の生産現場に持ち帰って、活かす活動を強化しています。これから日本も、価格も含めて非常に厳しい状況になりますので、まずは生産を継続して生活者の皆さんに安定的に製品を出さないといけないという立場からいきますと、そういった努力を加速しているところです。

それから、国内においては安定供給というのを一番重要視していますので、国にはエネルギーの安定供給を本当にいろんな角度からご検討いただきたいと思います。製造の立場か

らしますと、貴重なエネルギーをうまく使っていく、こういう努力も、さらに進めていかなければならない状況なのかなと思っております。

以上、コメントでございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、電気事業連合会、佐々木オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。資料3-2の37ページの検討課題について、発電事業者の立場から発言させていただきたいと思っております。

ウクライナ情勢など、足元の燃料調達リスクの高まりを踏まえますと、十分な燃料確保が必要であり、燃料調達に関しては、長期契約とスポット契約などの組み合わせや、調達先の多様化など、可能な限り安定的かつ柔軟な調達に努めております。

一方で、資料に記載のある、事業者がビジネスベースでは負担しきれないリスクとして、燃料の余剰調達に伴う損失リスクが挙げられます。例えばロシア産燃料が経済制裁により途絶した場合に備え、既存契約上の引き取り義務を負ったまま、追加の代替調達を実施するとした場合、結果的に燃料が途絶をせず、余剰となることも考えられます。この場合、転売の損失ですとか、追加コストが発生するリスクとなるため、代替確保の選択肢は限定的とならざるを得ないことも考えられます。

こうした燃料途絶リスクに関しては、事業者としても安定的な燃料調達に努めますものの、発電事業者の経済合理的な行動に依存した対応では限界があることから、例えば現行のkWh公募に加え、JOGMECを活用した、国による燃料確保等の対策が必要であると考えております。ウクライナ情勢悪化による燃料確保の確実性が高まる中、官民の役割分担を明確にし、同時並行で対策を講じることが重要と考えますので、今後も継続的な検討をお願いいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

大石です。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○大石委員

皆さまから今お話がありましたように、今回のこのウクライナ情勢による燃料の高騰は、今後さらに長く続くことを思いますと、消費者としては大変不安に感じます。一方で、この状況は誰かに責任を押し付けるのではなく、国民全体で、事業者、国、それから消費者が協力して乗り越えなければいけない状況だと思っております。

とはいえ、エネルギーは消費者の暮らしにとって大変必要なものですので、できるだけ安定供給は求めたいところですが、この状況が特別であることは、国民も理解していると思います。国や事業者が、また消費者も含めて、できる限りのことを行って、その上での事象であるということであれば、納得せざるを得ないものではないかとも感じています。そのためには、国をはじめ事業者も、今どういう状況で、何をを行っているのか、という情報提供を的確に行っていくことが大変重要であると思っております。今回ご報告いただきましたような内容を分かりやすく、国民に常時、示していただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますか。

取りあえず事務局から、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○小川課長

まず私のほうから、さまざまなお意見をいただきまして、ありがとうございました。短期、中長期、いろいろ課題があると思います。そうした中で、今しがた大石委員からもご指摘のありました情報発信も含めて、あるいは備えにつきましては、これは早急な検討を。さらには中長期的な視点、松橋委員からも、大事な技術開発の視点等をいただいたところであります。これらについて、今後しっかり検討を進めていきたいと考えております。

○野田室長

ガスにつきましても、検討の必要性ということでご意見いただきましたので、しっかり進めていきたいと思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。今、秋元委員からもご発言ご希望ということで、どうぞ。

○秋元委員

すいません、遅くなりましてごめんなさい。私も資料については全く異論がなくて、しっかり国としてできることを進めていただきたいと思います。発言しなかったんですけど。

1点だけ、今回のロシア・ウクライナ情勢で、どうしても中国とか別の国で必ずしもそう費用の負担が大きくなっていない国があると思っております。そういった国との産業の競争力というところを少し念頭に置きながら政策は打っていただきたいと思いますので。よって国の出番というか、大変重要な部分があると思っておりますが、普通でいくと、市場メカニズムに任せるというのは重要だと思いますけども、国際競争力というところで、一部費用負担というところで優位性に立っている部分がある国があると思っておりますので、そういった視点を忘れずに適切な政策を打っていただきたいと思います。というところでございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。今、秋元委員のご発言、特によろしいですかね。おっしゃるとおりだということだと思います。

ありがとうございました。この問題は流動的なところもありますけれども、事務局におかれましては、今いろいろご意見が出ました、そういう議論を踏まえながらご検討いただくということでもよろしいかと思えます。

それでは議事を進めさせていただきますが、議題の2ですね。これについては資料4、これについてまずご説明いただきますか。よろしくお願いいたします。

○野田室長

資料の説明をさせていただきます。まず2ページをご覧くださいと思います。小売自由化、自由料金化が進む中で、電気・ガス料金はいかにあるべきか、需要家保護はいかにあるべきか、ということで、これまでのご議論をいただいていたところでございますけれども、今回は特に電気・ガスの家庭用自由料金および電気の産業用自由料金につきまして、ご議論いただきたいと思います。この赤で囲っているところでございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。こちらは前回の委員のご意見ということで、3ページ、4ページに整理をさせていただいておるところでございます。原燃料費高騰時の需要家保護の観点から、料金の望ましい在り方、および望ましい在り方について何らかのガイドライン等を示すことについてということで、ご意見をいただいたところでございましたけれども。

一方で、ガイドラインの内容をお示ししていない中で、ガイドラインを示すことの適否というようなことについてもご議論いただくということが難しい面もあったかなと思っておるところでございます。

今回はガイドラインの骨子について、事務局案をお示した上で、ご議論をいただきたいと思いますと考えておりますが、まずその前段階としまして、小売の自由化、料金自由化における原燃料費高騰時の需要家保護の観点からの望ましい在り方について、まずは論点1として議論をさせていただきたいと思っております、5ページをご覧くださいと思います。

事務局としましては、小売の自由化、料金自由化における需要家保護というのは、この5ページに記載をしました2つの考え方ということによって実現することが望ましいのではないかと考えておりますが、第1は、小売事業者によって多様な料金メニューが選択肢として提供され、その中から需要家が自らの選好に応じて料金を選択する多様な選択肢の提供と需要家の選択を通じた需要家保護というものでございます。第2は、需要家が適切に料金を選択する上で必要となる、小売事業者から需要家に対する十分な情報提供や説明を通じた需要家保護というものでございます。

6ページをご覧くださいと思います。このような考え方を望ましいとするかどうかということでもございまして、望ましいというふうにお考えいただく場合は、そのような状況が、特段の対応を講じなくても実現するということが期待できるかどうかということでもございます。事務局としましては、ガイドラインの形で望ましい在り方の考え方を示すことで、自由競争を阻害しない形で小売事業者に対し、自主的な取り組みを促すとともに、料金に対する需要家の理解促進に資するということになるのではないかと考えておるところでござ

います。

次、7ページから9ページでございます。こちらはこれまでの小委でお示しをしました課題というものでございまして、仮にガイドラインを示すというアプローチが適切であるということであれば、これらの課題について、どのような方向性でガイドラインの基本的な方向性を検討していくかというものを整理したものが10ページ、11ページでございまして、10ページをまずは開いていただければと思います。

まず課題の1番目でございます。自由料金においては、当然小売事業者ごとに原燃料費の調整の手法などについてもさまざまということになり得るわけでありまして、一方で、そうすると需要家にとっては料金メニューの理解・比較ということが容易ではなくなるという面が出てくるわけでございます。

これに対する方向性ということでございますけれども、まずレ点の1番でございますが、需要家が料金メニューを比較しやすいような環境を整備することが重要ではないかということ、そしてこのためには、ガイドラインにおいて、原燃料費調整等の仕組みも含めて、需要家にとってのリスクが分かりやすいメニューの策定であるとか、そのリスクに関する十分な説明ということを小売事業者の「望ましい行為」として位置付けるとともに、複数の原燃料費等調整の事例というものを類型化して示すということとしてはどうかというものが、課題1と方向性の1でございます。

次に課題2でございます。こちらは、実際の調達費用というところと調整ということの違いということが出てくること、さらには自由料金においては、調整上限の意義について、需要家に十分に伝わっていないというような恐れがあるというような課題ということを指摘しましたけれども、こちらに対する方向性の2でございます。

前回の議論もありましたとおり、原料高騰のリスクということを全て需要家に転嫁をするということについては、個々の需要家が、事業者ができるような形でのリスクヘッジということは必ずしも容易ではないということを前提に立てつつ、一方で、事業者がリスクテイクをする場合には、そのリスクテイクの度合いに応じたリスクヘッジの費用というのは当然必要になってくるということでございますので、レ点の3番目でございますけれども、小売事業者と需要家の双方の理解の促進を図るため、上記の方向性1で示した類型を示すということの中で、事業者と需要家の間のリスクシェアの形でありますとか、コストということについても示していくこととしてはどうかというものでございます。

11ページをご覧いただければと思います。課題の3番でございます。規制料金につきましては、ある程度、調整上限の設定でありますとか、そういうものの見直しということにつきましては、確立した考え方ということがあるわけでございますけれども、自由料金につきましては、原燃料費調整でございますとか、その上限に達した場合の考え方というのは、必ずしも整理されていないのではないかとということでございます。

そのため、方向性の3でございますけれども、調整上限のあるような料金メニューを提供する場合においては、この調整上限の算定に用いる基準価格の設定の考え方や更新の考え

方というものを、あらかじめ供給約款などに定めて、需要家に対して明らかにするということを望ましい行為として位置付けてはどうかというものでございます。

最後に課題の4番目でございます。自由料金の下では、調整上限があるような料金メニューを提供していないというような小売事業者も多く、地域によっては、需要家がそういったメニューを選択できないということがあるわけでございます。一方、経過措置料金が存続しているエリアというのは、規制料金というのがその機能を果たしているということはあるかと思えます。

そこで方向性の4番でございますけれども、経過措置料金規制のある小売事業者がいるエリア以外においては、特に家庭向けの小売の料金については、一定の事業規模の小売事業者については、そういった需要家が原燃料費の高騰に備えることができる料金メニューを提供することを「望ましい行為」と位置付けてはどうかといったものでございます。

以上のような課題と方向性を踏まえて、12ページにガイドラインの骨子案ということで、整理をさせていただきました。大きく3つの柱で構成をされております。

1点目は、基本的な考え方を示すというものでございまして、先ほど言いました、選択肢の提供、小売事業者による多様な選択肢の提供と、その中から需要家が自らの選好に応じて料金を選択するということによって需要家保護を実現するという基本的な考え方を、ガイドラインの中で示してはどうかというのが1番目。

2番目に、小売事業者の「望ましい行為」というものを3つガイドラインの中で位置付けてはどうかというものでございます。1番目が、需要家にとってのリスクが分かりやすいメニューの策定と、およびそのリスクに関する十分な説明を行うこと。2番目が、調整上限のあるメニューを提供する場合において、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、あらかじめ約款等に定めて需要家に明らかにすることとしてはどうかと。

最後3番目でございますけれども、経過措置料金の規制のある小売事業者がいるエリア以外においては、一定の事業規模の電気・ガス小売事業者については、少なくとも1つは需要家が原燃料費の高騰に備えることができる料金メニューを提供すること。この以上の3つを「望ましい行為」と位置付けてはどうかというものでございます。

3番目でございます。次に「参考事例」ということで、料金の類型等を国がガイドラインの中で小売事業者や需要家に示すというものでございます。こちらについては、いわゆる典型的な料金のメニューというものを理解・比較を容易にするというような観点、さらには小売事業者による料金メニュー開発の参考とするというような観点から、事例として、類型化してお示しをするというものでございまして、併せてその中でリスクとコストというところについても記載をするというものでございます。具体的には13ページをご覧くださいければと思います。

こちらは、自由料金における料金メニューの一つの類型として、典型的なものを整理させていただいたところでございます。左側に、いわゆる基本料金や従量料金が固定をしているような固定料金というようなもの、そして右側は、原燃料費調整でありますとか市場価格連

動のような形で料金の変動し、またそういったものに対して調整の上限がないというようなものでございます。

これらについては需要家のリスクという観点からいうと、左側からいうと、比較的风险が小さいものから、右側の比較的风险が大きいものというふうに分類されると思いますし、この裏返し、トレードオフとしての事業者のリスクということは左側が大きくなって、右側が小さくなるということかと思っております。

現状を見ますと、一般的な電気・ガスの料金メニューということについては、3カ月の原燃料費調整というものを上限として、調整を前提に、また上限を設定する、または上限を設定していないというようなプランが一般的ということでございますので、こういった現状を踏まえて、こういった料金メニューへの多様化というのが今後図られていくということを目指したいということでございます。

家庭用の自由料金のことはこういう形で、私の説明は以上ですので、産業のところをお願いします。

○下村室長

続けて15スライド目をご覧くださいと思います。論点3、産業用電気料金に関する論点でございます。前回のこちらの審議会におきまして、16ページの参考資料にお示ししているスライドにおきまして、特に旧一般電気事業者の方が産業用として示されている「標準メニュー」についてご審議をいただきました。

その問題意識として、この16ページの(1)番にあるとおり、新電力から旧一般電気事業者の小売に契約を移行しようとしても、ホームページで公表されている産業用標準メニューでの供給が受けられず、結果として最終保障供給に行かざるを得ないといった事象が出現していると。仮にこうした状況が一定継続するということになりますと、需要家間で選択できるサービスに差異が生じるということが固定化されてしまうのではないかという公平性の論点。

それから、こうした状況というのは、特に新電力にとってもかなり厳しい状況を生むということでありまして、それよりも最終保障供給を選んだほうが合理的だと、こういう需要家が増えていくということになりますと、一般送配電事業者としての負担の増大にもなりますし、また、新規参入者の撤退といったものも拡大をしていく可能性があるのではないかと、などの論点を提示させていただいたところでございます。

それで、15スライド目にお戻りいただきまして、この際に前回のご意見の中では、こうした状況が続くと、いったん新電力等に切り替えをして、仮にその撤退が起こった場合には元に戻れなくなるといった事態というのは恐ろしくて、大手からなかなか離れられないといった状況を生んだ可能性もあるといったご指摘、あるいは現在、最終保障料金の見直しといった議論が行われてございまして、現行それは標準料金の2割増しとなっているわけでございますけれども、そもそもそのベースとなっている標準料金自体が、今の側面で適正かどうか、などといったコメントも頂戴したところでございます。

その上で、上の青い箱に行ってくださいまして、現行の適正な電力取引についての指針におきましては、旧一般電気事業者に関し、2点が「望ましい行為」と位置付けられているところでございます。

1点目、標準メニューを広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することとあります。この点、今新規の需要家が同じ条件で供給を受けられない場合があると、出てきているといった現状について、この記載についてどう考えるのかという意見。そうは言っても、既存の標準メニューの料金水準では、もはや逆ざやといったことも生じているという事態もでございます。

この上で、2点目になりますけれども、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売自由化後の特定小売供給約款、すなわち規制料金の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となると。一つの判断材料となると、こういうことは、それはそうなんだろうというふうにも思うわけでございますけれども、この記載があることによって、ややもすると、この2つのステートメントが両方とも同時達成ができる状況なんでしたっけということだったりですとか、今日的に考えた場合に、これらの記載についてどう考えていくべきなのかと、こういった点については、検討に値するかということで、本日ご議論をいただければと考えている次第でございます。

資料4について、全体は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。今後の小売政策ということで、電気・ガスの料金、特に家庭用の需要とか、それから大口の問題、これについてご説明いただきました。

それでは皆さんからご意見をいただきましょう。これについても随分、今までもご議論いただきましたんで、だんだんと集約の方向に向かうのかなと思いますが、いかがでございましょう。今回は、特に前者については、ガイドラインの内容についても大体こういう方向ではないかということで、ご提示いただきましたので、その辺も含めてご議論いただければと思います。

牛窪委員、どうぞご発言ください。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○牛窪委員

ありがとうございます。資料ありがとうございます。家庭等のほうについてコメントさせていただきます。

自由化の中で、本来はガイドラインというのを示すのはあまりよくないのかもしれませんが、前半の議論でもあったように、地政学的なリスクの拡大等を受けて、原燃料の価格自体、ボラティリティみたいなのが今後も増していくことが予想される中で、ある程度

ガイドラインみたいなことを示すというのにはありなのかなと思っております。

先ほど13ページ目で事務局の資料でお示しいただいたように、多様な選択肢を需要家の方々に分かりやすくお示しをするということは、意味のあることではないかなと思っております。その際、特に需要家の方々は異なるリスクプロファイルを持っていますので、リスクに関する説明というのは、われわれ金融機関も金融商品を販売する際、極めて注意しておりますけれども、売るサイドというか、供給サイドが満足する説明をするのではなくて、需要家の方々が本当に分かっているかどうかということが極めて重要なので、その辺の確認もしっかり行うというようなことが大事なかなと思ってます。

その際、「望ましい行為」のみならず、論点②の方向性①に書いてあったと思うのですが、問題となる行為についても分かりやすく開示するというのも需要家保護の観点から大事なのではないかなと思う次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。その他いらっしゃいますか。

基本的に牛窪委員のご意見は。村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。村松です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○村松委員

ありがとうございます。今回ガイドラインの内容を具体化してお示しいただきまして、丁寧にご説明ありがとうございます。今までの議論では、ガイドラインで一体どんなものが出てくるのかというのがよく分からなかったこともあって、何か事業者の行動をかなり縛るような内容ではないかという懸念もありまして、ガイドライン化するのはあまり適切ではないという委員からのご意見が多かったのかなと思います。

今回、具体的に出された内容を拝見する中で、むしろ事業者にとってプラスになるような点、例えば既存のメニューを基に見直ししやすくするような、サポート的な内容が含まれていたということはプラスとして受け止めていいのではないかと考えました。リスクとコストのバランスを取って、それをきちんと料金の中にプレミアムディスカウントという形で反映するという点、また上限に達した場合の更新の手続きについても言及いただいた点というのは、事業者にとってはむしろそういったものをよりどころにして、メニューの見直しがしやすくなったのではと思います。

いただいた中で、私が理解不十分な点もございますので、すみません、質問させていただければと思うんですが。まず1つ目ですけれども、電力とガスと両方が含まれて、この家庭用の料金メニューのことがいわれているかと思うんですが、ちょっと状況が違うので整理させていただければと思います。

電力については、みなし小売の経過措置料金というのがございますので、これが上限付きメニューとして高騰リスクに備える、燃料価格高騰リスクに備えるメニューとしてみなされるというような記述があったかと思います。そうしますと、経過措置料金が外れない限り、新電力におかれましては、そういったメニューを設けるしかないというふうに扱ってしまうのではないかと。ただ、実際の競争局面としましては、その経過措置料金がある限り、それを意識した形でのメニュー作りをせざるを得ないと。

そうしますと、そこに引っ張られて、上限付きメニューといった形で提供するとすると、いずれの場合であっても経営を圧迫するような形で、新電力、みなし小売業者、いずれにとっても好ましくない、事業上好ましくないという事態になってしまうのかなと考えました。

ここの理解が正しければ、経過措置料金の議論もセットで行うべきではないかと。自由料金のことだけ、と切り離してはできないのではないかなと考えましたけれども、この整理を教えていただければと思います。

一方、ガスのほうですけれども、ガスはもう経過措置料金がほとんど廃止されてしまっておりますので、そうすると、一定の事業規模の事業者の定義である一定の事業規模というのは一体どの程度のことを指しているのかといった話に、今度は具体的な線引きになってくると思います。

ガイドラインの中で、こういう格差を付けた扱いというのは記憶にないので、こういった事業者規模によって「望ましい行為」なんだけれども、この規模の人たちはやるのが望ましいけれども、他の人たちについては、できるのだったらやってください、といった差をつけた扱いというのは矛盾しない整理なんではないでしょうか、というのが私の疑問点となります。

それから、3番目にメニューの話になりますけれども、事例を示すというのは非常に有用な話だと思います。ただ、事例以外にも、事業者によって考えられる燃料高騰に備えるメニューというのは、幾つか出てくるものだと思います。参考例を出されるのは非常に有用だとは思いますが、どれも、どれが望ましいという形で示されると、今度はまた事業者の行動を束縛する形になってしまいます。今回ガイドラインの中では、参考例というんでしょうか、事業者が展開していくに当たって、こういう事例もあるので、その中から事業者判断で良いと思った行動を取るよといった形での例が提供されるのであれば、メニューの参考例も非常に意義深いものになってくるのではないかなと思います。

その中で、ちょっと分かりづらかったのが12ページの2の(1)で、リスクが分かりやすいメニューというふうにあったんですけれども、これはどういう意味でしょうか。メニューにおけるリスクを分かりやすく説明するというのであれば、そういうことだったら分かります。ですが、先ほど牛窪委員がおっしゃっていたように、問題となる行動として、例えばリスクをパススルーするだけけれども、その辺の説明が十分でないというのは問題となる行為であるとか、そういったものを示していただいたほうが、もしかしたら分かりやすいのかなという気がいたしました。

こうやってお示しいただいて、事業者にとっては一步を踏み出すような助けになる部分

もあるんですけども、事業者が取り組むに当たって幾つか困難な面もあるかなと思います。例えば新規のメニューを開発するとか、既存のメニューの手直しを行うというのは容易なことではないと。社内的にシミュレーションや事業計画の焼き直しをしたり、何より、料金計算のシステム開発というのが、事業者によっては大変な負荷がかかってしまう、既存のシステムにないパラメータを使う場合には、開発にコストも時間もかかってしまうので、そこが大きなハードルなのではないかなということがあります。

あともう一つ、先ほど牛窪委員から、金融商品のご説明を丁寧に行っていて、ちゃんと需要家の方が分かりやすいようにということをおっしゃって、本当にそれはもっともな話なんですけども、この大変難しい、専門家でないと分からないような燃料価格の変動が料金にどのように影響を及ぼすかというようなことのご説明を、需要家一人一人、特に家庭用の面を考えると、時間をかけて分かりやすく説明するというのももちろん好ましいというのは分かっているんですけども、果たしてちゃんと聞いてくれて、理解してくれるんだろうかというのは、なかなかの難しいところかなと思います。

私個人も、例えば保険商品だとか携帯プランとか、いくら説明を聞いても分からないというようなこともございます。ここについて、例えばこういうことを最低ラインとして説明をしたほうがいいですよといったようなところまで踏み込んで話をするのがいいのか。ここは事業者の負担感とバランスを取りながらだと思んですけども、お取り組みに当たってのハードルになってくるかなと思いました。

すみません、長くなって申し訳ないんですが、もう一つ、産業用メニューの話についてです。こちらは、ご説明いただきましたように、もう実態とその標準メニューというのが合っていないというねじれ現象ですね。それがさまざまな弊害を及ぼしているという話が、今までの中でご説明がありましたので、その後に考えまして、その標準メニューの見直しができるように、事業者の行動を縛っていると思われるガイドラインの見直しというのは、あつてしかるべきではないかなと思います。

標準メニューは今回見直しをするだけでなく、今後、一定の条件に達したときに、見直しを定期的に行えるようなガイドラインの改定というんですかね、そういった形に進められるのが素朴に考えると進めるべき方向なのかなと思いました。

違和感がある点としましては、最終保障供給価格が今の小売の標準メニュー価格を基に2割増しに設定されているという点なんですけれども、これは今となつては、送配電事業者と小売の事業者との法人格は別になっていますので、別法人でコスト構造も全然違うのに、これを参照するのが適切なんだろうかという素朴な疑問が今回は湧いてきてしまいました。

どこかで丁寧にご説明されているのかもしれませんが、申し訳ないんですが、この点が気になったので発言させていただきました。

以上となります。

○山内委員長

ありがとうございました。ご質問等については、後ほどまとめて事務局からお答えいた

きたいと思います。発言は進めさせていただいて、次は大石委員です。どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

前は割と委員の間で意見が分かれていたように思っていたのですが、今回は、方向性としては、皆さま同じ方向でご意見が出ているということで少し安心しました。が、今さらになります。が、今回のご説明について、いくつか基本的な質問をさせていただければと思います。

5 ページにあります、この論点 1 の需要家保護の望ましい在り方というところ、需要家保護というのは、まさしく私たち消費者に対してということかと思いますが、これは価格が劇的に変化することを緩和することを指しているのか、それとも費用負担が平準化すること、結果としては同じことなのかもしれませんが、どちらのことを指しているのか、何をもちょう需要家保護ということかというところについて、事務局からご説明いただけるとありがたいです。

それから、先ほどの村松委員のお話にも通じるのですが、この資料の 11 ページの方向性 4 ですとか、あとは 12 ページのガイドラインの骨子の中に、「一定の規模以上の」とか「一定事業規模の」など、「一定の小売事業者」という言葉が出てきていますが、これはイメージとしてどのくらいの規模を考えておられるのでしょうか。逆に先ほど村松委員がおっしゃったように、事業者の規模によって望ましい望ましくないというのを分けること自体、どうなのだろうかという思いもなきにしもあらずです。

意図としては、あまり小さな事業者に負担を掛けることは避けたい、ということで、この表現になっているのではと想像はするのですが、その辺りの具体的なイメージがあれば教えていただきたいというのが 2 点目です。

それから 3 点目は、質問というより意見になります。燃料調整費につきまして、これまで新電力は、旧一電の燃料調整費と揃えた形で表示をすることで、消費者が事業者やメニューを選びやすくなるであろうということで、表示してこられたのだと思うのですが、ここに来て、燃料費が急騰している中で、独自の燃料調整制度というのを出している事業者が結構出てきているということを聞いております。

そうなりますと、今回、燃料調整費について、消費者にしっかり説明をしていくということが書かれてはいますが、そもそも旧一電が今まで使ってきたような燃料調整費と全く違う形の燃料調整費が出された場合、基本料金は大変安く設定しておいて、燃料価格が急騰したから今回こんなに値段が上がるんですよということを、後から説明されても、需要家としては簡単に納得がいかないのではないかと思います。

そういう意味で、13 ページの料金メニューの種類のイメージのところにも、原燃料費・市場価格変動調整プランというものが書かれていますが、燃料調整費自体について、ガイドラインの中での規定のようなものは考えていらっしゃるのかということをお聞きします。基本的に、消費者にきちんとわかりやすく説明してほしい、という要望ということで発言

させていただきました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それじゃ大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。まずガイドラインの件ですが、このガイドラインというのは、必ずしも企業の自主的な取り組みを制約するものではなくて、逆に言うと、事業者が規制料金の世界に、ちょっと言葉を選ばずに言うと、慣れ過ぎちゃって、本来リスク成功に応じたメニューを提供することを需要家が望んでいるにもかかわらず、そうした自由料金の中でそうしたものをなかなか自由化の中で、自由な戦略、価格戦略の幅を使い切れていないという中で、ガイドラインが一定の方向、そうしたことを指し示すみたいな感じのところがあるのかなと思いました。

そうした観点であれば、前回、私はガイドラインについて若干否定的なことを申し上げたんですけども、考え方として、よろしいのかなという感じはいたします。他方で、例えば上限の価格の決定について、一定の乗率を掛けなければならないとか、見直しの頻度はこうしなきゃいけないとか、そういうことを言い始めると、なかなか企業の自主的な取り組みという話にならなくなってくるのかなと。

そういう意味で、企業が一定の、きちっと合理的な説明を果たせるということの中で、多様なメニューを出していく一助とするという意味でのガイドラインという位置付けであるならば、私は逆にそうしたものというのは望ましい方向に働くのかなと思います。それが1点目です。

標準メニューについても、もしかするとさきに述べたガイドラインと同じような、実は性格を持っていたのかなと思ひまして、本来この標準メニューというのは自由化の中で、価格の比較ができるように便宜的に作られたメニューであるということにもかかわらず、実質的に事業者の価格付けを縛っているように事業者が捉えていたとすれば、標準メニューの位置付けというのはそういうものではないということをおっしゃっていただいたということです。そういうものだとして事業者にまずしっかり受け止めてもらうということなのかなと思います。

まだまだ自由化が始まって日が浅いということで、なかなか恐る恐る事業者の方もいらっしやるということなんだと思いますので、当面はこうした取り組みというのは非常に重要なのかなと思ひました。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

ありがとうございます。私も前回あまりガイドラインで縛るべきではないのではないかと

というような意見を申しました。今回いろいろ整理していただきまして、イメージはだいぶ分かるようになったかなと思います。

13 ページのように、これまではあまりそういう方向は考えられなかったわけですが、燃料費の上昇とともに、どんどん今電気代が上がるような局面でもありますし、これはどんどん上がる料金ですとか、これは上限のある料金ですとか、そういう説明は必要なのかなと思いました。それをガイドラインで、こういう例を出して示してあげるのは、需要家にとってもいい行為かと思いました。

ただ、どなたかのご意見にもありましたけれども、リスクヘッジの仕方に関して、事細かく説明するようなやり方というのは、リスクヘッジの取り方も使用者によってさまざまだと思いますので、あまり縛るのはどうなのかなという印象を持ちました。

あとは12ページ、2の(3)の「一定の事業規模の電気・ガス小売事業者」というお話ですね。ここは、ガイドラインへの記載というのがどのぐらいの強さを持っているのかが私は分からないんですけれども、「望ましい行為」として示すことはいいと思うんですけれども、一定の規模の事業者だけに義務付けるようなものになるのであれば、それはどうなのかなと思いました。

もちろんこういうさまざまなリスクのあるところで、おそらく上限価格を付けたメニューを開発する小売事業者も一定出てくることは期待されますし、需要家は、その小売を選択する権利もあるわけなので、もちろん全くそのメニューがないという状況を避けたいということなのかもしれないんですけれども、そこは、あまり特定の事業者にだけ義務を課するような記載はどうなのかなと私は思いました。

あとは村松委員からもお話のあったように、経過措置料金とのバランスというのは、かなりここがいびつなところになり得るので、この議論も併せてすべきかなという気がいたしました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。私も今、大橋委員、そして岩船委員がおっしゃったこととほぼ同じことを思っていたところです。今回ガイドラインということで、少しイメージを示していただいて、アクセプトできるような部分になったかなとは思いますが。ただ一方で、大橋委員、岩船委員がおっしゃったこととほぼかぶりますけども、若干、例えば小売ガイドラインで「望ましい行為」としている部分でいくと、一応全ての小売ということになっていて、今回、一定規模ということにするのであれば、用語は変えたほうがいいんじゃないかなという気はしました。

もし一定規模にするのであれば、「望ましい行為」という用語をやめて、小売ガイドラインとの差別化という面でも、もう少し緩やかな用語を使ったほうがいいかなと。そうしない

と、自由な競争等を促さないと、自由な料金メニューの設計ということも促せなくなって、頭が凝り固まる可能性もあると思いますので、そういったところに少しご注意いただければと思ったところです。13 ページ目の類型化というところの例示みたいなどは有用ではないかなという感想を持ちました。

産業の部分ですけれども、なかなかこれは悩ましい問題だなと思ひまして、何と云っても最終保障供給料金の在り方のところの議論を加速させて、そこを変えるということは重要だと思いますし、需要者にちゃんと、これもどなたかがおっしゃったと思いますけれども、事業者にも料金メニューの在り方ということをよく理解させるということが必要だと思いますし。

若干、ただ既存の契約に対して料金を上げていかないと、新しいところも受け付けられないということになってくると思いますので、それをうまくタイミングを合わせて、同時にやっていかないと、これはうまく機能しないような気がしますんで、相当慎重にうまいやり方を取っていかなければ、本来あるべき姿に落としていくということだと思ひますけれども、そこをうまくこれから議論をして慎重にやっていって、また、ただ一方で、時間的に余裕もないと思ひますので、急ぐ部分ということも含めて対応をお願いしたいと思ひました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。発言順は委員を優先させていただきまして、次は松村委員ですね。松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

私は従来からガイドライン化を支持してきましたので、今回の事務局案は全て合理的だと思います。このとおりに進めていただければと思います。

一定の事業規模という点に関して否定的な意見が幾つか出てきたのですが、私は理解し兼ねます。前回、岩船委員は、このようなことを強いると、プランを複数作らなければいけない、それは事業者の負担が重いということをご懸念になっていたのではなかったでしょうか。そうだとすると、非常に小さな規模の事業者にそれを強いるということは、文字どおり大きな負担というのになるのではないかと。

でも新規参入するとき、もうものすごくシンプルな一つのメニューだけで、非常にニッチな市場というのを狙って入ってくるという事業者というのはもともと大きくなるというようなことは想定していなくて、本当に特定のピンポイントのニーズに合わせるようなものを作ってきて。それは、そのようなものは受け入れられない人というのはもう選ばないという格好で、自然に市場メカニズムが働くということが期待されるところと、非常に大きな事業者というのは、それを提供しないと、もう実質的に選択肢というのが消費者に与えられ

ないというようなところは区別があつてしかるべきだと思います。

少なくとも一つの事業者が、特にその事業者が出さないと本当に実質的な選択肢がなくなってしまうということになりかねないところが、そのようなものを提供するのが望ましいと整理することが、私は間違っているとは思いません。

そういう意味でいうと、事業規模の大きい小さいというのももちろんそうですが、消費者の選択肢ということからすると、マーケットシェアによる区別も当然あり得る。一定程度のマーケットシェアのある支配的な事業者は少なくとも望ましいとか、というような整理でもあり得るのかと思ひました。

次に、産業用の需要家に関してなんですが、ここで参考資料としてスライド17で2つの点が出てきています。「広く公表した上で、同じ需要特性を持つ需要家群ごとにその利用形態に応じた料金を適用すること」というのは望ましいというか、公平な競争を確保するために望ましいというようなこと、これはかなり一般的に言えるのではないかと思う。その後、「この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款」というのと整合的であるということは、これは自由化が始まった当初では、その前までは適正だと思われていたものと、ある種の連続性を持っているというような観点だと思います。その時点では、そのような従来の供給約款・選択約款が、一定のコストとの関係で適切だということが確認されていたということからすると、あり得る整理だと思います。

しかし時間がたてばたつほど、この従来の供給約款・選択約款が、合理的だったというような条件と足下の条件が大きく変わってくることになってくるので、これが適正かどうか、ずっと有効なのかどうかという点に関しては、相当に疑問が出てきて当然。これだけ時間がたったことから考えると、これが従来の料金からの連続性から適正性が認定される部分というのは、どんどん根拠が弱まってきていると思います。

自由化後の他のメニューと比べて、コストの点で著しく変なことをしていないかということでは、一定の推定は働くと思いますが、いつまでもこれを引きずっていいのかということは、今後検討する必要があるし、従来の、少なくとも供給約款や選択約款というのが合理的だったという根拠は、どんどん失われてきていると思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は松橋委員ですね。松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

その一定の規模ということに関して、いろいろ委員の皆さまからも発言がありましたので、私も1点だけ申し上げさせていただきます。

私は旧一般電気事業者の方のような、非常に規模の大きい方ともお話をしますし、一方で、自治体電力のような非常に小規模の方とも情報のネットワークがあるものですから、いろいろ話をしますと、相当事情が全く異なるわけですね。それで、自然に考えると、非常に大きいところ、それは旧一般に限らず、他の新電力でも非常に規模が大きければ、体力が当然

あるし、資本金もあるので、リスクをある程度自分たちのほうでリスクテイクして、その分若干リスクの少ない消費者に対して、そういうメニューを示すことができる。

例えばフロアと天井があるようなやつでも、フロアと天井の間が狭いようなものをして、そこからはみ出した場合のリスクは自分たちが何とかカバーするということはできると思うんですが、零細なところがもしそれをまねると、そこからはみ出した場合に、簡単に吹っ飛んでしまうということも起こると思うんですね。資本金がものすごく零細ですから、2,000万とか、下手したら資本金が500万なんていうところもあるんで、そんなところはちょっとリスクをかぶっただけで簡単に吹っ飛びます。

だから、規模に応じて、自分たちがリスクをカバーしながら消費者にリスクが低いメニューを提供するというのは、市場に任せても、多分計算ができればそうなると思うし、消費者も、それはそういう体力のある大きいところとやったほうが、低いリスクのメニューを選択できると思うんですね。

だから、そこは、でもどうやって線を引くか、ものすごく難しい問題だし、それをガイドラインで示さなくても、みんなが理解できれば自然とそうなるはずですが、しかしそれはある種、「一定の規模の」とやることは、それは現実には出てくるだろうなと思います。

難しい問題だと思いますが、そう考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、澤田委員、どうぞご発言ください。

○澤田委員

ありがとうございます。説明ありがとうございました。

私は、このガイドラインに関してですけれども、ガイドラインというのが自由化としてのあるべき姿を後押しするとか、サポートするというのであれば、ガイドラインをお示しするという方向でいいんじゃないかなと思います。ただメニュー例を見てみると、結構分かりやすいと思うんですが、特に変動メニューで、3種類ある中で、どれぐらいの確率で右側の方向が起こるのかとか、説明するのは結構難しいと思うんですね。

だから、よりもっとメニューを分かりやすくするとか、もっとよりうまく説明するとかということでない、需要家も選択しづらい面があるので、ガイドラインを示しながらメニューを提案するという点においても、うまくやっついていかないといけないのかなというふうな感じを受けました。

それから、今回の問題は、需要家保護と事業者の事業継続とのバランスをどうするかというのが大きなポイントになるかなと思いますけど、私は自由化ということにおいては、需要家あつての事業なので、ウエートは需要家において考えて進めるべきだと思います。そういう方向でこのバランスの問題は考えたほうがいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。委員の方で他にご発言ご希望いらっしゃいますか。

それでは、オブザーバーの方の発言に移りたいと思いますが、順番でいきますけど、まずはエネット、谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。15 ページ論点3の産業用をめぐる論点についてコメントさせていただきます。資料下段の参考のところでも触れていただいたように、足元では標準メニューを選択できないという顧客が多数出ているという実態は、事業をやっていく中でも実感している次第です。

この背景としては、これまでコメントがございましたように、昨今の燃料費の高騰の影響が必ずしも反映されていないということもございますし、それに加えて、国がカーボンニュートラルにかじを切る中で、火力発電所の休廃止が増えるというようなことが起こって、電源の構成自体が大きく変わっているということがございまして、そうすると、現在、標準メニューが示している基本料金と従量料金の2部料金体系の根幹自体が崩れてきているのではないかと考えております。

こういった需要家が電力小売事業者を選択する上でも、現在、監視委員会で見直し議論を始めている最終保障供給料金を決める上でも、法人格の違いということはあるかもございませんが、一つの重要な参考資料となるものだと思いますので、こういった標準メニューが現状の実態に合った料金体系、水準になっているかというところについて、改めて内容を精査いただいて、必要な見直しができるようお願いできればと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。今、岩船委員がご発言ご希望ということで、先にどうぞご発言ください。

○岩船委員

ありがとうございます。先ほど松村委員からご指摘いただいた件に関してコメントしたいと思います。

前回私が言ったことと矛盾するのではないかというご指摘でしたが、もしガイドラインへ記載されたことが義務であれば、松村委員のご指摘はごもっともだと思うんですけども、私は、ガイドラインへ記載されたことは「望ましい行為」であって、必ずやらなくてはいけないことではないと思われましたので、なので、少なくとも一つは、そういう例えば上限メニューを出すというのが「望ましい行為」と記載されたとしても、全部の事業者がそれをやらなくてはいけないということにはならないと思いますので、そこで事業者に縛りかけるべきではないのではないかというふうに発言しました。

ただ、経過措置料金がないところで、それでどうしても上限価格のメニューがなければ、需要家を保護できないというような状況だということであれば、このガイドラインの「望ましい行為」などの書き方ではなくて、別のところで何らかもって強度を持った依頼なり規制なりをすべきではないかと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしいですかね。

それでは戻りますが、次は日本ガス協会、早川オブザーバー、どうぞ。

○早川オブザーバー

日本ガス協会、早川です。前回に続きまして、原料価格の急変も踏まえた小売料金の在り方についてご議論いただき、感謝申し上げます。

今回、資料 12 ページで、電気・ガスの自由料金に関するガイドラインの骨子案の中で、「望ましい行為」として3点について事務局から提示いただきました。まず、リスクに関する十分な説明や基準価格の設定、更新の考え方について、あらかじめ供給約款等に定めることが示されております。自由料金の下では、基準価格の設定や更新の考え方は各事業者がリスクを考慮して、経営判断するものと考えますが、需要家保護の観点から、事業法に基づく事前説明や書面交付に際して、燃料費調整の計算方法など、リスクに関する情報をきちんと理解していただくということは大切なことだと考えております。

また、ガイドラインの中で示すとする参考事例のイメージが13ページに示されています。各小売事業者はさまざまな料金メニューを展開しておりますが、その中で、ここでは原燃料等の調整を切り口に類型化されたものと理解しております。ここで示されているように、ヘッジ契約を活用した固定料金や、上限を設定するメニューは需要家が高騰に備えられるメニューになると考えられますが、高騰に備えられるメニューは、これにとどまるものではないと考えます。

急激な料金の変動を緩和するという、原燃料調整が制度化された趣旨に立ち返って、例えば現状より平均化する期間を広げることによって、さらに料金変動を緩和するようなメニューなど、ここに記載されていないメニューも含めて、さまざまな創意工夫が及ぶものと考えます。そのためにも、参考事例によってメニューが限定化されることのないよう、将来のメニュー開発への配慮も必要と考えます。

これまでも発言させていただきましたとおり、各小売事業者は、需要家保護と安定供給のための事業者の健全な経営の持続の両立を図りながら、自由化の下、お客さまに選択いただけるような料金メニューの開発に創意工夫と、それぞれの経営判断を行っております。ガス小売料金の望ましい在り方、そしてガイドラインの検討に当たりましては、各事業者の創意工夫が阻害されることなく、その意欲が高まるようなものとしていただけるようお願いいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は電気事業連合会、佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。まず6ページにおいて、需要家保護の「望ましい在り方」につい

て、「特段の対応を講じなくても、小売事業者の自由な事業活動と経営判断の結果として実現することが期待できるか」と記載されておりましたところについて発言させていただきます。

需要家保護という観点、これは重要だというふうに認識しておるところでありますけれども、規制が解除されて自由化された分野におきましては、お客さまのニーズを含め、その事業環境の中で小売事業者が創意工夫をすることによって、需要家保護を実現していくものだというふうに理解をしております。

その上で、想定を上回る足元の燃料価格の高騰などの事業環境変化に対して、追加的に需要家保護の観点から、国がガイドライン等のルールを設定していくということも考えられますけれども、その際には、ガイドライン等に基づく自主的な取り組みという観点と、自由競争を阻害しないという観点が両立することが重要な論点であると思っておりますので、慎重なご議論をいただきたいと考えております。

仮に何かしら一定のルールの追加が必要だという方向となった場合においては、小売事業者が料金メニュー対応する際のリスクヘッジに伴うリスク負担が一定程度あるという観点、さらには需要家保護が必要となるお客さまに対する事業者選択肢の提供という観点などから、12ページにありますガイドラインの骨子案に記載してありますところの、「一定の事業規模の事業者については」という整理ではなくて、基本的に小売事業者間で統一的な取り扱いとすることが適切ではないかと考えます。

最後に、産業における標準メニューの扱いについても論点化していただいておりますが、ルール設定時からの事業環境の変化を踏まえて、機動的かつ実効性のある方向となるようご議論いただきたいと考えております。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。非常に多くのご意見ご質問、ご質問もありました。それでは事務局から、ご質問に対するお答えとコメントをお願いしたいと思います。

○野田室長

ありがとうございます。まず、一番ご意見が多かった「一定の規模の事業者」というところでございますけれども、これは当然、電気とガスにおいて、それぞれ事情が異なるということかと思っております。詳細な議論、基本的な考え方にご賛同いただけている前提で、この先に詳細な議論ということがあってもいいのではないかなと思っております。

一方、その対象を絞ることの是非、対象を限定するということの是非、それによって結果的に小売事業者間で差が出るということの是非ということがあったかと思っておりますけれども、松村委員のほうからお話がありましたとおり、前回の資料で私どもも提起をさせていただきましたが、まさに特定の需要家をターゲットとしているような小売事業者に対して、そういうことをすることが果たして適当なのかということと、特に電気・ガス、それぞれ両方あるかと思っておりますけれども、規模の非常に小さな事業者に対してまでそれを求めることが適

当かというところは、議論の余地があるのではないかなということで、このような書き方をさせていただいているところでございます。

ガイドラインという性質上、こういった小売事業者間で差を設けることの是非、適否というところは検討したいと思っておりますけれども、そのような趣旨で一定の規模ということで書かせていただいたところでございます。

また、13ページの料金の類型化ということにつきまして、もちろんこれだけに限定して、この中で考えてくれとか、料金開発みたいなところを縛るということは全く考えておりません。もちろん当然あくまで例示でございますし、もちろんここに可能な限りいろいろなガス・電気それぞれで、これからガイドライン化していくに当たって、いろんな類型を追加するということは当然あっていいことだと思いますし、あまり細かく書き過ぎると逆にそれがある種、外縁を縛ってしまうということになるのかもしれないし、そこら辺はよく、情報提供と、ある種の事例の持つ拘束性みたいなのもよく考えていく必要があるかなと思ったところございました。

大石委員からいただきました、そもそもの、この需要家保護というところが、要するに激変緩和なのか負担の平準化なのかというようなご指摘であったかなと理解をしたところでございますけれども、規制料金の世界、もともと認可をしていた時代でいうと、当然、原料費調整というところでのある種の3カ月平均を反映していくということによる激変緩和と、さらには上限を設定するというところで、一定の水準以上は上がらないということによる激変緩和というところは当然あるわけでございますけれども。

激変緩和で上限にぶつかることによって、その結果として負担というのがそれ以上発生しないという負担の平準化ということもあるのかもしれませんが、一方で、これは規制のときもそうではありましたが、ある種の料金の洗い替え、見直しというようなことで、上限そのものが見直されるということも想定をしておったということであれば、軸足としては激変緩和というところに規制料金というのは重きを置いているのかなと私としては思っております。

一方で、この新しい自由な世界においては、先ほどのタイプのところでお示しをさせていただきましたように、まさに固定料金のような形で、そもそも激変緩和、何も変化しないというようなもの、まさにこれは負担というものがある程度その契約期間を通じて、きっちりはっきりするというようなものも出せますし、そうではなくて、変化そのものをある程度、なだらかにするというようなことだけに主眼を置いた料金メニューというのも当然あってもいいのではないかなということで、そこは非常に自由度が高まるということではないかなと思った次第であります。

また、リスクに対する説明であります、リスクが分かりやすいメニューということについてのご意見でございます。なかなか商品説明におけるリスクというところ、それを理解してもらうことの難しさというところもご指摘いただいたかと思っております。いただいたご意見も踏まえて、表現ぶりなどをまた考えていきたいと思っております。

まず私から以上でございます。

○下村室長

そのまま続けて、電力産業室の下村でございます。

論点3につきましては、本日いただいたご指摘も踏まえて、さらに今後具体化、検討していきたいと思っております。それから論点1、2につきましては、今、ガス市場室の野田室長からあったとおりでございますけれども、本日は、電気とガスのある程度共通する論点についてお示しさせていただきました。今後、これを電気についてさらに具体化、あるいはガスについてさらに具体化ということだと、それぞれの議論が出てき得ると考えてございます。まずこの形で今後さらに議論を深めていきたいと考えてございます。

その上で、村松委員、岩船委員から、経過措置規制料金の議論も、ということでご指摘を頂戴いたしました。この点は、2ページにございますとおり、そもそも自由なところでどうあるべきか、ということを議論させていただいた上で、規制については自由度の整合性も含めてどう考えていくのかということ論点の提起をさせていただいているところでございます。今後この方向で、さらに規制料金についてもご議論をいただければと考えているところでございます。

それから、村松委員からは、新電力が旧一般電気事業者の燃調を参照するといったこと、この点についてどう考えるかといった論点、あるいは大石委員からは、最近ではさまざまな新電力なども独自の燃調といったお話が出てきていると。これについてどう考えるかといったご指摘を頂戴してございます。この点についても、今後、電気の議論として、論点として扱っていきたいと思っておりますが、これも例えば、みんながみんな勝手な燃調ですというふうに言うと、なかなか需要家にとって分かりにくくなっていく面があるのかなというふうにも思っています。

この点、どなたかの委員からもご指摘がありましたけれども、需要家にとって分かりやすいメニューとは何ですかねといったご指摘も頂戴しましたけれども、例えばまさに13ページのような、今回イメージというお示しをさせていただきましたけど、少しこれが事業者と需要家の間で説明、あるいはコミュニケーションを取るための物差しというか、まさにそのガイドというのか分かりませんが、少し共通言語化をするツールになるような形で、参考事例集というものを作っていけると、お互いの共通理解というものも多少は、それでも澤田委員のご指摘のあったとおり、かなりこれは難しい論点なんですけれども、それでもないよりは説明しやすくなるのではないかと、こんな課題認識も持っているところでございまして、この点、さらに次回以降、議論を深めさせていただければと考えてございます。

松橋委員から、特に新電力、零細といったところについては、かなり厳しいといった状況もあるといったご指摘も頂戴いたしました。他方で、電事連の方からは、そうしたことをすべきではないといったご意見、両方とも頂戴いたしました。この点については、電気は若干ガスと状況が異なると。すなわちまだ全エリアにおいて経過措置料金が残っているということで、今回、「一定の」というところについては、経過措置がなくなったエリアにおいて、

というところで、今回ご提起させていただいてございますので、少しこの点については、しっかり議論をして、そういうことも踏まえて議論を進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしゅうございますかね。

それで、どなたか、何人かの委員がおっしゃっていましたが、前回まではばらばらだったけど、だんだん意見がまとまってきたんじゃないかという、こういう意見がございました。確かにそのとおりだと思いました。方向としては、ガイドラインを作りながら、そこを詰めていくということだと思えます。

今まさにお二人の事務局からありましたように、詳細については、まだまだ詰めなきやいけない点があるかと思えますので、引き取っていただいて、引き続き検討していただくということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは3番目の議題に移ります。電力の需給状況ですね。これについてであります。資料5-1、5-2ということになります。ご説明をお願いいたします。

○小川課長

それでは、まず資料5-1、需給ひっ迫に係る検証についてというところでご説明いたします。本日はまず、3月22日当日の節電状況というところで、さらに分析を深めたところをご紹介します、その上で需要対策、特に節電要請プロセスの高度化というところについてご議論いただければと考えております。

まずスライド5ページをご覧くださいと思います。3月22日の需給ひっ迫時の節電、その規模がどれぐらいで、その内訳をできる限り詳しく分析してほしいというご要望を当初よりいただいております。

この点は少し時間がかかってしまったんですけれども、東京電力PGにおいて、手元のデータでいろいろ分析いただきました。本日はそのご紹介になります。

主な点でいいますと、ここでいいます、まず2つ目のポツにあるところ、節電量が合計3,149万kWh、一つの推計値であります。これはひっ迫の直後は、これは約4,400万kWhというところで、1.5倍程度の見込み、その時点では、前日の推計との比較で、どれぐらい減ったかというのをその時点です出したんですけれども、ご紹介しますが、今回は当日の実際の気温の推移などを基に、節電要請なかりせばこれぐらいだっただろう、今回節電要請があつて、実績はこうだっただろうということで、その差を出しております。

この規模感でいいますと、1日、3月22日トータルでいいますと、アワーですけれども、3%。ただ時間帯によっては、特に1日の後半のほうが節電の規模が大きくなっておりまして、注の部分にありますように、時間帯の幅の取り方によっては、倍の6%というところと。あとは、節電はどういう需要家がどれぐらいできたのかというところは、下に表がまとめてあります。まだ大きくくりになりますけれども、電圧、低圧、高圧、特高といったところ、さらに産業、業務用、大きなくくりでいいますと、右の円グラフに表れていますけれども、

低圧のところはかなり半分ぐらいを占めているということと、特高の産業用というのが全体の3分の1ぐらいを占めているというところ。

繰り返しになります。あくまで推計になりますけれども、こういった傾向が見えてきております。そういった意味で、今後の需要対策を考える際に、今回のこういった暫定的でありますけれども、分析を出発点に、例えばここでいいますと、高圧の部分というのは、まだまだ取り組むポテンシャルもあるのではないかと。その原因は何か。もしかすると、前回ご紹介したようなアンケートでいいますと、そもそも連絡があったのが直前で、対応できなかったといったような点も大きく関係しているのかと考えているところであります。

この後、個別にご説明しますと、今度は6ページ目、前回、これまでの節電の推計との違いになります。左のグラフでいいますと、一番上の赤が3月22日の前日の夕方で、需要の想定、これと実績値、黒の差をもって、これまでは、これだけの節電がなされたというふうな推計をしてきておりました。

今回は、当日の気温、天気などの推移を基に、過去の類似の気温、天気などを基に推計をすると、左のグラフでいいますと緑の線になりました。これとの差をもって今回の節電の規模というのを算定しているところであります。

電圧別でいいますと、次の7ページになります。まず低圧の電灯ですけれども、左のグラフに特徴がよく表れているかと思えます。22日当日、節電と、この緑と黒の差が広がってくるのが午後に入って、特に15時、16時以降、この差が拡大している。ここでかなり節電をしていただいたのかなというところがあります。

次に高圧になりますと、8ページであります。ここは、この緑と黒の差がかなり小さいというところでありまして、その要因、もう少しできたのかと、こういった点は、また別途需要家側の取り組み状況と重ね合わせて考えていく必要があるのかなというところでありませう。

次に9スライド目は、特別高圧、大規模な工場などになってきますけれども、こちらは右のグラフで見いただきますと、割と早い時間に、3月22日当日も早い時間からこの差がある。そしてまた当日午後、夕方にかけては、かなりこの節電の規模が広がっている。この辺がもしかすると電気小売事業者から、後ほどご紹介するDRも含めて、早めに連絡があったといったようなところで、早めの対応が、こうした特に大口の需要家についてはなされた可能性があるなどというふうに見ているところであります。

以上が当日の節電の状況の追加的な分析結果になります。

もう一つご報告は、今度12スライドになります。小売事業者へのアンケートになります。こちらにつきましては、小売の事業者がどのような取り組みをしたか、特にDRの取り組みがどうだったかというところを聞くために、4月に全小売事業者にアンケートを行っております。回答220社というところで、下に概要をまとめております。

結果的には、DRをメニューとして持っているという事業者は、この全体200社余りのうち30社余り、1.5割というところと、DRの実施総量は約400万kWhというところであ

ります。先ほどご紹介した、東電管内での節電規模がトータル3,000万kWh程度あったということでもあります、DRはその1割以上ではあったというところでもあります。

個別にアンケート結果を見ていきますと、まず14ページ目であります。小売事業者がいつの時点で認識したか、節電要請を認識したか、こちらでありますと、21日夜と22日午前というのがほぼ同数ということで、この辺は警報そのものは21日の夜だったわけですが、今回そのプロセスの見直しとも大きく関連する点、そもそも小売事業者が半分は22日当日になってから、このかなりひっ迫しているというところの認識が当日であったということ。

さらに下半分にありますけれども、どういった形で最初に認識したか。報道が一番多く、その他、広域機関、あるいは東電パワーグリッド、当日には資源エネルギー庁からもメール、こういった形で小売事業者には連絡しておりますけれども、一番ということであると、報道であったというところでもあります。

続いて15スライドになります。どのような対応をしたかというときに、一番多いのが、需要家に対して周知、連絡をするということでもありますけれども、DRは14%というところでもあります。これを当然行うためには、そういった料金のメニューというのを持っている必要があるというところでありまして、次の16スライドに行きますと、左上の表で、赤で囲ってあるのはこのメニューがないというほうですけれども、逆にあるというところは、その上、合計すると28と5がありますので、33社というところでもあります。

これは、これらの30社余りは、あらかじめそういう料金メニューがあったというところでありまして、その内訳でありますと、右の四角の真ん中ですね。

ちょっと見にくいんですけど、「今回のアンケート結果によると」というので書いてあるもの、2つの型「kWを定めないkWh報酬型の下げDR」、これは何かといいますと、小売事業者から需要家に、あらかじめ契約を結んでおいて、かなりひっ迫しそうなので節電してくださいと。それに応じて、減らした分だけのkWh、減らした分だけこの報酬を支払うという形であります。

もう一つ同じところに、「旧一電系5社はkW報酬型の契約も保有」と書いてあります。こちらはあらかじめ一定のkWを小売事業者の求めに応じて減らすというところ、それが合計で130万kWというところでもあります。需要対策という意味では、このkW報酬型というので言うと、あらかじめこの100万kW、何万kWというのが見える反面、需要家にとっては必ずその分をやらなければいけないという意味での負担も大きいところで。

一方で、このkWh報酬型でありますと、その要請に応じて、できる範囲でやって、その分で後で経済的なインセンティブがありというところで。大きく分けるとこの2つがあるというところでもあります。

最後、続きまして17ページで全体をまとめております。小売事業者全体の中で、現状こういったDRの契約を持っているのは、旧一般電気事業者と比較的大手の新電力という形になっております。なかなか契約上も導入が難しい理由というところを書いていただいた

ときに、まず左の大口需要家でいいますと、需要家サイドでの対応が難しいとか、あるいは2つ目のポツにありますけれども、需要家が法人、自治体で、入札によって契約がなっていると、元の契約もいったん入札で決まった金額で、DRをやったときに金額を変えるとといったような契約がそもそも入っていないので、そういった意味でのDRが実施できないといったような声も上がってきております。

一方で、右の低圧需要家との関係では、数が多くなる、需要家の数が多くなるので、この一定のシステムの開発、あるいは還元率の計算は、いずれにせよこのシステムがないと、やりたくても、周知、連絡はできても、事後的にその分を料金やポイント換算するといったところのシステムの導入にコストがかかるといったような声が寄せられております。

これらを踏まえまして、20 ページ、今後の対応というところになります。今回、ひっ迫時にはかなりの節電が行われたわけですが、その中で、協力ベースというのが大半で、DRというのは全体の1割余りだったというところでは、今後のためには、このDRをさらにどうやって増やしていけるのかというのが重要と考えております。アンケート結果でいいますと、今しがた触れたような、需要家との関係、あるいは小売事業者自らの体制、リソースの課題といったような点が挙がってきております。

こういった中ではあるんですが、この夏、さらに厳しい冬に向けては、少しでもこういったDRを増やしていくというのは、まさに喫緊の課題と考えております。

また、下から2つ目に書いてありますけれども、もちろんDR全体の需給の改善というだけではなくて、需要家にとっては電気料金が上がる中での、また小売事業者にとっては電気の調達のところでの調達コストが上がる中での対応として、それぞれ重要な手段となり得るものであります。

そういった意味で、一番下に書いておりますけれども、何ができるかといった点から、今のDRの取り組みを深掘りの上で、具体的な例とか、例えば契約次第でありますけれども、一つのひな形、あるいはこういう形だったらやりやすいのではないかと。

これは一つはここでは小売の視点でありますけれども、別途当然に需要家とのコミュニケーションの中で、需要家にも今後働き掛けていく中で、この夏、さらには冬に向けて、少しでもこういったDRというのを増やしていく取り組みをしていければと考えております。

21 ページ目以降は、これまでもこの場でご紹介しました、小売事業者によるDRの取り組みというご紹介になります。

以上がDR関係でありまして、続きまして今度、需給ひっ迫時の情報発信の方法という、28 スライドになります。こちらにつきましては、前回もご紹介いたしました。まず1つ目のところでありますけれども、ひっ迫警報につきましては、前日、これまでの18時ごろを16時ごろに前倒しという方向ということ。そして、より早く情報を、可能性を周知していくということでの前々日段階での注意喚起というふうにお示したところがあります。

この前々日段階でどのような情報提供ができるかというところを、送配電事業者あるいは電力広域機関関係者といろいろ調整を行ってきたところではありますけれども、なかなか

か前々日段階では、確度の高い情報は難しいということと、あと今、警報の発令の基準は、この広域的な予備率、複数のエリアでの予備率ということなんですけれども、そのための算定、複数のエリア、それぞれのエリアの状況と融通なども踏まえて、全体のエリアの状況というのを、前々日の段階でしっかり出していくことがなかなか短期的には難しいということで、ここでは前々日段階で、少し余裕を持たせてエリアの予備率5%程度ということで、少し意識としては、早めに可能性があるということを出していくというのが前々日、ここでは左下のところに記しております、需給ひっ迫準備情報、今後こういうことがありますというのを早めに出していくということとしてはどうかということでもあります。

加えてということだと思いますと、この下から2つ目にありますけれども、今までは広域予備率3%というのが警報の基準ということで、今回のケースでいっても、この3%ぎりぎりどうなるかということであったわけでありまして、もう少し幅広くということでは、警報には至らなくても、注意報といった形、これを5%ということを出してきてはどうかと考えております。

さらにということで、一番下に書いてある点につきましては、これは参考の31スライドをご覧くださいと思います。これまでの整理ということで、昨年の本小委員会でお示したのになりますけれども、一番上を見ていただきますと、この需給ひっ迫警報という辺り、「(対象者は事前に登録されているメディア)」というふうに整理されております。これは東日本大震災直後の状況、いろいろな形で計画停電などありまして、どういうふうに情報を伝えるかという中での、登録されているメディア宛てに発令といった整理が過去なされてきたということではあるんですけれども、その後の状況変化も踏まえまして、こちらにつきましては、今後は、この一部のメディアにということではなくて、もっと幅広くホームページ、SNSと、いろんな手段で発令ということをしていってはどうかと考えております。

続きまして、同じく節電要請、あるいは表示ということで、33スライド目になります。こちらは以前もお示した、でんき予報の表示の見直しであります。左下にあります、今回ひっ迫時にでんき予報での表示が107%、使用率107%でもなぜ逆に停電しないんだといったような点、誤解を与えるといった点、さまざまご意見をこの場でもいただいております。この点は、しっかり見直すということで、一番あっても100%ということではあるということでは早急に対応していくと。

そのシステムの対応などがどういう形で間に合うかといったところは、よく調整する必要がありますんですけれども、見直して、この右のような形にしていくということでどうかと考えております。

以上が節電関係になりまして、続きまして、その他の取り組みということで、以下ご紹介できればと思います。

まずスライド35になります。こちらは法改定、この小委員会でもご議論いただいた上で発電所の休廃止についての事前届け出という点、これにつきましては、その内容を含む法

律が先般成立したところでありまして、早速にこの在り方としまして、対象の規模、あるいは事前とってどれぐらいかというところの検討を行ってきているところでありまして。

ここでお示ししていますように、対象については、10万kWということ。それから一定の時間的な猶予を確保する。まさに今回のkW応募とか、ということを行ってきておりますけれども、そういった需給を見ていく時間なども勘案して、9カ月前までに届け出ることとしてはどうかということで検討を行ってきております。

続きましてスライド37、こちらは、今度は今ある電源をより最大限活用していくという観点から、どういうことができるかといった点になります。2つ目のポツにありますように、火力の休廃止が増えておりまして、調整機能を備えた電源が減少傾向。将来中に、書いてありますけれども、容量市場オークションでいいますと、1年間で調整機能のある電源というのが約900万kW、約定したのがそれぐらい減ってきているという状況であります。

一方で、再エネなどの導入が増える中で、この調整機能というのをどう確保していくかというのが非常に大きな課題でありまして、別に火力に限った話ではない、むしろ蓄電池、あるいは揚水というのを活用していくというところではあるわけですがけれども、今ある火力という調整機能というのも最大限活用していくということが重要になるのではないかという問題認識であります。

その際に、例えばということで、下から3つ目にあります、現状、送配電事業者からはオンラインで調整を行えない電源Ⅲというのが、39ページに参考で書いてありますけれども、規模感でいうと5,000万kW程度あると。一部休止も含まれてはいますが、かなりの規模がある。これらについても、こういう調整機能を有しているものは、できるだけ活用していきたいというところで、そのためにどんな環境整備があり得るかといった点をここで示しています。

例えばということで、こういった電源の情報を送配電がしっかり把握できるような仕組みといった点、それも古い電源が多いわけでありまして、そういった形でのシステムとか、例えば導入するのに費用がかかるときにどうしていくかといったようなことがあると思いますし。

また、下2つのポツにあります、こういった把握とともに、それらの発電状況というのを可視化すると。これは従来から別途、電取のほうでのご議論、あるいは別の場での議論というのも行われてきております。発電の実績の情報公開ということは、今回の需給ひっ迫時にも特に事後的にいろいろな形で、各方面から求められたところでありましてけれども、需給のひっ迫のとき、あるいは別の文脈では、むしろ供給が余って、再エネの出力制御が生じているようなとき、このときにも、火力発電所を中心に、どのように各電源が動いていったかというのをしっかり情報として出していくというのは重要ではないかといった視点での今後の検討課題ということでお示ししているものになります。

その他でいいますと、43ページは揚水、44ページは蓄電池、これらが今火力の調整機能とともにこういった揚水、蓄電池、言ってみれば電力システム全体の柔軟性というのを高め

ていく必要のある取り組みというのをお示ししているところでもあります。

45 ページは地域間連系線、さらには 47 ページは今度、需要面というところで、これまで計画停電の準備というところを中心に、この場でもご議論いただきましたけども、また準備ということではいいますと、こういった電気使用制限令というのもあるところでもあります。47 ページに記しておりますように、東日本大震災後には、東京・東北エリア、15%の使用制限が行われておりますけれども、当時と、また事業者の電力システム全体の改革を経て変わってきておりますので、こういった点も踏まえて、いろいろ検討すべき課題というのは、備えとしては準備というのを進めておく必要があるのではないかとこのところでもあります。

参考までにとこのことで、48、それから 49 ページに付けておりますけれども、こちらの使用制限をする際には、どうしても電力の制限がいろいろ悪影響を及ぼすところは、少し例外的な内容にするということ、当時もさまざまな調整がなされたところでもあります。こういった点をしっかりまた見ていく必要が、準備という点では出てき得るのかなと思っております。

最後は、これまで既に 3 月から本日も含めて 4 回ということで、検証を進めてきていただいております。51 ページにあるような、次回におきましては取りまとめということ念頭に、これまでに幅広くまさいにご議論いただいております。何が、3 月のときにどういう形で起きたのか。その背景も含めて、どのような対応状況であったか、それに対する評価とともに、むしろ今後、この夏以降、ひっ迫時にどう対応するかということも今回のひっ迫の検証としては大事なことでありますし、また同じような形でひっ迫が起きないように事前にさまざま準備をしておくということもまた重要になってくると思っておりますので、これらも併せてお示ししていただければどうかと考えております。

以上がひっ迫関係の検証でありまして、内容的にはかなり重なる部分がありますが、資料 5-2 は、22 年度、まさに今年度の需給対策になります。こちらについても、これまで併せてご議論いただいております。

2 ページ目に記しておりますけれども、かなり厳しい見通し、夏、そして冬は相当厳しい状況であるという点、それから 3 つ目のポツにあります、本日最初の議題でもありました燃料調達を巡る不確実性というのがあるという中でありまして、こういった点を踏まえての 22 年度の需給対策、こちら次回に取りまとめいただく予定でありますけれども、それに先立ちまして、基本的な方向性についてご議論いただければと考えております。

次の 3 ページ目、前回お示した見通しの点、ここは夏が左側、冬が右でありまして、右になりますと、全国的に最低限必要になる予備率 3% を下回る、特に東京エリアで非常に厳しいところでもあります。

こういった点は、これまでもこういった見通しがかなり早くから分かっていたものから、前回もご議論いただきました。5 ページ目ですね。リードタイムを要する対策というのは早めに講じていくというところで、こちらにありますような kW 公募、それから kWh の公募というのを行うこととしております。kW の公募でいいますとトータル 120 万 kW

というところの募集、それから右の電力量、kWhの公募でいきますと10億kWhというところ。

前回いただいたご意見も踏まえまして、最大の許容範囲というのは見直しておりますけれども、最大14億kWhまでという形での募集を、この後行っていく予定としておりまして、7月、夏が本格的に始まるまでに、こういった早めの時間を要するものは講じていくということとしております。

一方で、7ページにあります、今度は需要面での対策、こちらはある程度、DRのように時間的なリードタイムが必要なものもありますけれども、一方で、少し供給面よりは、ややまだ時間的な余裕がある中ではあります、こういった需要対策、どの程度の強度かといった点は、これまでもこの場でもご議論いただいているところであります。いってみれば、コストを度外視すれば、あるいはコストがかからずかなり節電というのに頼るということもあり得る中ではありますけれども、ここでいきますと3ポツ目のところにあります。

一つはひっ迫時、緊急時への備えというのはいずれにせよしっかり講じておくというのは大前提。ひっ迫したときには、残された手段、数少ない手段としての需要対策、節電というところを機能させるというのは、いずれにしろ行うということと、平時から、先ほど申し上げた燃料面の調達リスクなども考えると、平時からできる限りの需要対策、節電というのを行っていく必要があると。ただしそれは、普段の生活あるいは経済活動に支障のない範囲においてのできる限り、ここに創意工夫が求められるところであります。

過去の具体的な例ということではいきますと、次の8ページにありますような、大きく分けると、この10年余りの間にも、その時々需給見通しの厳しさに応じて、レベル1と記しているような呼び掛けから、レベル2でありますと、かなり具体的な目標と具体的な計画を定めての取り組み、さらには使用制限令といったところも行っているところであります。

今回、かなり厳しい見通しとなっている中で、どこまで踏み込んだ形で節電、需要対策を講じていくのか、こういった点につきましては、最終的にはまた次回ご議論いただければと考えております。

最後、一番後ろの11スライドになります。これまでひっ迫の検証の中で既にご議論いただいているところも併せてというところではいきますと、今年度、足元の厳しい状況、供給面、需要面、それから燃料調達面での厳しい状況を踏まえて、既に高じてきているような供給面での対策、しっかり供給力を確保して、いざというときに動かせるようにしておく。その際には燃料もちゃんと確保するということ。

それから、冒頭のスライドにも掲げました、総理の会見にもあるような、今度、燃料を使わない電源というのをしっかり活用していく、再エネ、技術力といったところをしっかりと活用していくというのがまず供給面で必要になるということ。

それから2つ目、需要面としましては、これまでもご議論いただいているような節電要請の手法の高度化、それから、今回ひっ迫当日の連絡体制、連絡が遅くなったといったような

点も踏まえての、しっかり対応体制をつくっておくということと、実効的な節電という意味では、本日、ひっ迫のほうでご紹介していますこのディマンド・レスポンスというのをいかに広げていけるか。その下の使用制限令、計画停電といった辺りは、セーフティネットとしての、といったような点でありますので、少し前の3つとは位置付けが異なりますけれども、こういった大きな対策の方向性。

さらにというので、3ポツ目でいいますと、短期的にというよりは中長期的にしっかり、脱炭素の電源の投資を増やしていくですとか、その前提としましての発電事業、持続的な事業を可能とするような仕組み、さらには地域間連系線のさらなる増強、こういった、ここに掲げているのはあくまで例でありますけれども、こういった方向性で次回まとめていってはどうかと考えております。

ご説明が長くなりましたが、以上になります。

○山内委員長

ありがとうございました。需給状況の件ですけれども、3月にはああいったことが起こって、それも含めて、今年の夏、冬に向けての対策をいろいろ考えていただきました。

それでは、これについて皆さんの意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょう。

松橋委員ですね。どうぞご発言ください。

○松橋委員

非常に時間が押しておりますので、1点だけ簡単に申し上げたいと思います。非常に丁寧にご説明をありがとうございます。需給ひっ迫警報について、18時に出していたものを16時にしますというところ、いろいろ地方自治体のことを申し上げましたが、考慮いただき、誠にありがとうございます。それから107といったやつも誤解も招くので、報道の仕方、連絡の仕方も改善していただくということでありがとうございました。

1点、こういうふうにしていただいたので、特に自治体に協力いただくのがいいと思います。私も前も申し上げましたように、停電予防連絡ネットワークという震災の後につくったときに、23区長会にも呼ばれましたし、特に今回お考えいただきたいのは、基礎自治体にぜひこの旨を、今回改善した旨を、何とかの手段でお伝えいただきたいんですね。

基礎自治体は住民と直接接していて、住民に直接サービスをする、それからこれも以前に申し上げましたが、防災連絡網で、今こういう時間に危ない人が出たとか、そういう住民のための緊急情報を本当に住民に直接流すんですね。だからその一環で、ひょっとしたらこの需給ひっ迫、停電の恐れがありますよ、だからこういう節電をぜひお願いします、ご協力お願いしますというのも、基礎自治体にお知らせすれば、基礎自治体から住民にダイレクトに流していただけるので。

もちろん都とか県も大事なんだけど、それ以上に住民に接している基礎自治体は、本当に真剣だし、重みが違います。23区長会に呼ばれたときも、私にある区長さんはこう言いました。本当に危なくなったら、われわれは街宣車を出してでもやりますよと。そこまで言っていたいただきました。特に震災の後は、計画停電も多かったですし、非常に意識が高かった。

だから、基礎自治体の人たちに協力していただければ非常に効果が私は上がると思います。

ですので、ぜひこうやっていい方向に制度を作りつつあると思いますので、基礎自治体への連絡を何とかしていただければ、素晴らしく効果が上がると私は期待いたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。5-1のところの資料、大変膨大な資料で、しっかり電圧階級別に3月22日にどかがきちんと節電できたかというのが見えて、非常に有益だなと思いました。ありがとうございます。DRに関してかなり丁寧に調査いただきましたので、こちらに関してコメントさせていただきたいと思います。

これはDRじゃないですけど、16ページの省エネ法との絡みの話ですよ。まだこの辺り、「省エネ法に記載の『需要平準化に資する取り組み』について認識している事業者が7.5割なのに対し、実際に対応した事業者が1.5割にとどまる」、この辺りは、もう少し強化していく必要があるかなと思いました。すぐにDRメニューというのは難しいかもしれないんですけども、料金メニュー等の工夫も今後対応していくべきかなと思いました。

今回、次の夏、冬に向けて、かなり需要の取り組みも強化していきたいんですけども、基本的にDRはそんなに簡単には組めないものだと思います。後は、今回かなり3月でご協力いただいた低圧の需要家さんの需要も、しっかり取り込んでいく仕組みは構築していく必要があると思うんですけども、17、18、19等にありますように、費用の面等で、まだまだDR導入困難という声がたくさん聞かれます。

なので、ここはまず、最初は何らか少しサポートしながら、これは前にも言いましたけれども、実装を前提にした実証事業というような形で、ここにあったソフトバンクさんのような取り組みをなるべく横展開できるように、少し最初はサポートしていく必要があるのではないかと思います。

もちろん、短期的に特に需要家にリソースがない状況で、最初は節電を依頼することぐらいで、外出を促すぐらいしか最初はできない可能性はあるんですけども、長期的に見れば、低圧のリソース、給湯器ですとか、EVですとか、蓄電池のようなものをきっちりマネタイズできる仕組みをいづれ入れていくことは、これから再エネが増えていく中で、非常に重要な取り組みですので、今は短期的にはリソースもないし、見合わないかもしれないですけども、長期的に見れば、最終需要家、家の中の設備自体を制御できる仕組みを入れていく、それに対してしっかりマネタイズできる仕組みを入れていくというのは、非常に重要な取り組みだと思いますので、ぜひここは諦めないで、頑張ってくださいたいなと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございます。その他にいらっしゃいますか。

村松委員がご発言ご希望、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。今回こういった形、今まで挙げていただいた論点について、一つ一つ丁寧にすくい上げて、具体的な策にまで落とし込んでいただきまして、非常に感謝しております。ありがとうございます。いただいた中で、需要対策のところと、あと発電側について1個ずつ述べさせていただければと思うんですが。

需要対策について、ひっ迫度の段階を追ったこの対応スケジュールというのは非常に皆さま、委員の方々の意見を踏まえた形で、前倒しでとか、5%の予備率でといったような形で具体策を示していただいたので、こちらは賛同いたします。あらかじめ公表していただいて、需要家のアクションを促すという中で、産業別のルートでの働き掛け、こちらがかなり重要なポイントになるかなと思います。

松橋委員からは、自治体への働き掛けというルートもお示しいただきましたけれども、業種別の特異性というのもございますので、産業別ルートで企業のBCPに織り込むような働き掛けもしていただけますと、資料5-2の8ページでお示しいただいたレベル1、2、3、こちらをシームレスに行っていくというような対応を求めることができるのではと考えました。

また、先ほど岩船委員からお話がありました、DRへの取り組みなんですけれども、小売事業者からのアンケートを見ると、随分取り組みに当たってのハードルが高い、困難な点が多いというふうな印象を受けました。今回、小売事業者のアンケートを取っている一方で、アグリゲータを行う事業者の取り組みというのも当然あって、そちらのほうは、事業者がビジネスとしてやっていかれるものなので、自らやっていくものだとは思いますが、小売事業者の手が回らないようなところを、アグリゲータ事業者の後押しをすることによって、拾い尽くすことができるのではないかと思います。

事例をお示しいただいて、横展開というのがドライバーの一つになるというのは、当然やっていただきたいんですけれども、アグリゲータ事業者という切り口ももしかしたら、もう少し活性化させることができるのではと考えました。

あともう一つ、すいません、これは私が理解していないだけだと思うんですけれども、資料5-1の37ページのところです。既存電源の最大活用に向けた環境整備ということで入れていただきましたが、ここが資料5-1、5-2というのは、今まで3月22日の需給ひっ迫を受けて出てきた論点を具体化されてまとめにきたのかなと思っていたんですけれども、この37ページ辺りの話は、こちらの小委ではあまり聞いた記憶がなくて、効果として狙っているところは分かったんですけれども、実際にどんな種類のコストをどれだけのものを要したら、どんな成果が上がってくるのかといったところが、なかなか分かりづらかったところがありました。

システム整備は、送配電側だけでなく発電事業者の側でもお金がかかるということはありますし、公開によって得られるメリットもありますが、発電事業者側にとってのデ

メリットというのもあると思うので、それらを勘案した上で、こういったものが出てきているのかという理解不足で本当に申し訳ないんですが、文脈の中で違和感を感じたので、コメントさせていただきました。

以上となります。

○山内委員長

ありがとうございました。次、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。ただ今の岩船委員、それから村松委員の意見とも重なるのですが、今回お示しいただいた資料の中では、小売電気事業者のアンケートを大変興味深く拝見しました。思っていた以上にDRへの取り組みが進んでいないという点、課題が大きいということがよく分かりました。

そういう意味で、文中にもありましたけれども、需給がひっ迫する、再エネが増えてくるという状況では、これは需要家側の体制も必要だと思いますけれども、デマンド・レスポンスを社会の一つのインフラとして整備して入れていく必要性を強く感じております。需要家側としてはもちろん、省エネですとか、蓄電池の活用ということも必要ですけれども、社会インフラとして、デマンド・レスポンスへの取り組みが進むように、国として進めていただければと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、牛窪委員、どうぞ。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえていますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○牛窪委員

ありがとうございます。資料5-1を丁寧に整理いただいて、取りまとめの方向性は賛成です。アンケートが非常に興味深くて拝見したんですけれども、インセンティブ型の従量規制の導入の課題などについての記載は、今後議論を深めていく上で大変参考になると思います。

DRを導入できている方の手法を示すことで、具体的にどうやったらいいか分からないという回答をしている事業者さまもいらっしゃるみたいなので、そうした方が今後取り組む上で参考になると思っております。需要家の方がDRの対象として合わないとか、システムや人員体制が対応できていないというご回答もありましたけれども、どのようにすれば課題を解決できるのかを考えるために、これは5-1の20ページ目ですかね、記載がありましたけれども、小売事業者や需要家の属性ごとにDRの課題の整理や方法について、構造的に整理するというふうなことは有効だと思います。

あともう一点、簡単に。揚水の話が43ページ目ですかね、ありました。これは3月22日も非常に役に立ったということです。今後、再エネの主力電源化などを考えると、蓄電池や水素等もありますけれども、まだまだ時間がかかるということも踏まえ、揚水発電の機能を十分に活用できないという事態は避けなくてはいけないと思いますので、資料に記載のとおり、これは何らかの対応策を早急に検討することは、まさに必要だという理解いたしました。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。私も資料5-1について、相当多くの情報があって、大変有用だと思いますので、こういった情報を参考にしながら、今後の政策立案に生かしていければと思った次第です。

全体の方向性に関しては、違和感はございません。若干、賛成ではあるんですけども、でんき予報の見直しについて、107%というような数字が出るということ自体が、その先の揚水枯渇のリスクを示しているという部分でもあるので、100%で頭を切ってしまうところで、情報が落ちてしまうというところがあるかなという懸念も一方ではちょっと持ったところで。

ただ、一般には見ると違和感があるので、そういう面で今回の改正というのは、分らないけれども、リスクが十分伝わるかなという感じの懸念は少しは持ったところが、ちょっと感想です。これしかないなというふうには思っていますから、ちょっとご検討いただければと思います。

今、話がありました揚水とか蓄電池、場合によってはヒートポンプなんかもそうだと思いますけれども、長期的にそういうものをどう支援していくのかということに関しては、政策課題として強く認識すべきかなと思っています。

資料5-2についても、特に異論はございませんけど、原子力については、この問題を解決するには、もう本当に原子力の再稼働というのは、カーボンニュートラルを目指しながら、このエネルギー安全保障、安定供給を解決していくという部分でキーだと思いますので、ここには一般的な書き方で、最後のページ、11ページですかね、「安全性の確保された原子力の最大限の活用」と書かれています。もう少し何か踏み込める部分がないのかという気はしております。ちょっとこの委員会のマターではない部分が多いので、難しいとは理解していますが、ここはキーになってくると思っています。

最後ですけれども、ここでは需給のギャップをどう埋めていくかという議論が中心ではございますが、昨年度と同様、スポット価格の価格高騰というところが、どうしても続いていくという気がしますので、それへの対応と、新電力は非常に昨年度も厳しかった中で、引き続き厳しいと思いますので、そこに対するどういった対応があるのかということも、自由

化を阻害しないように、ぜひお考えいただければと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。それでは大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。このDRについての期待は大きいということなんですけれど、平時のときのDRビジネスというのは、電気のビジネスにフレキシビリティを与えるということで、再エネ、特に太陽光とか、あるいは需要の予測技術というのは非常に求められる、本来ビジネスなのかなと思います。

よって、そんなに簡単にDRビジネスとはできるものじゃないということなんだと思います。本当に緊急時に落とさなきゃいけないときは、DRじゃなくて別の形で負荷抑制することなんではないかと思います。そうしたDR事業者の持っている性格も十分理解されて、育てていくということなのかなと思います。

あとは、資料の中に、電源Ⅲがかなりの量があって、そこが一般送配電事業者が見えないんだということは、まさにおっしゃるとおりだと思っていて、その部分をオンライン化をしていくという判断というのは、私も正しいと思いますので、ここはぜひ進めていただければと思っているところです。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。委員の方、他にいらっしゃいますでしょうか。

それでは、オブザーバーに移りますけれども、電気事業連合会、佐々木オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。3月の電力需給ひっ迫に係る検証と2022年度の電力需給対策について、丁寧に取りまとめでいただきまして、本当にありがとうございます。資料につきまして3点、発言させていただきます。

初めに、火力電源の必要性について発言いたします。カーボンニュートラルを目指す中におきましても、火力電源は調整電源として重要な役割を果たすと考えていますが、現在の事業環境を前提とすれば、休廃止に歯止めがかからない状況であると考えています。カーボンニュートラルの達成と安定供給を両立するためには、安定供給に必要な既存火力は維持しつつ、脱炭素火力へのトランジションに向けて、全力で取り組める事業環境の整備が非常に重要だと考えております。

現在、新規電源投資の促進策については議論中ではありますが、容量市場の改善など、既存火力の維持方策についても議論を深めていただきますようお願いいたします。

2点目は、資料5-1の43ページにあります揚水発電の維持および機能強化についてです。揚水発電は、調整力や再エネ出力制御量の最大限の抑制など、非常に重要な役割

を担っておりますが、現状その役割が適切に評価され、経済的に維持・強化が可能な事業環境にあるとは言い難いと考えております。安定供給やカーボンニュートラルの実現という観点から、揚水発電はなくてはならないものでありまして、維持や機能強化の向上に向けた方策について、ぜひご検討をお願いいたします。

3点目は資料5-1の37ページにあります発電実績の公開についてであります。これまで再エネ出力制御量の予見性の向上ですとか、市場の透明性の向上などの観点から議論がされておりますけれども、電源ごとの実績については、市場価格と突き合わせることで、限界費用の類推が可能と考えられることから、現状は開示情報として整理されております。今回は電源ごとの公開の必要性と、事業者への経営インパクトが論点だと思いますが、丁寧な議論をお願いしたいと思っております。

なお、電源ごとに公開する場合、発電事業の事業環境整備はさらに重要になると考えますので、併せて検討の加速化もお願いいたします。

以上であります。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

平岩でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。私からは4点コメントさせていただきます。

まず、需給ひっ迫に関する情報発信時期の見直しについてですが、前々日段階で準備情報の基準となるエリア予備率を算定するに当たり、前日スポット取引の見込み方や、エリア間融通の見込みを含むか否かを含め、国や広域機関様と考え方を検討してまいりたいと考えております。また、前日段階では、情報発信の断面が2時間前倒しになることから、実運用に関する検討を広域機関と協力し、進めていきたいと考えております。

次に、でんき予報の表示の見直しについてです。資料に記載のとおり、当日の供給力の増加を反映することにより、電気使用率の表示は最大100%とするよう、一般送配電事業者各社はシステム改修等の対応をしております。

次に、既存電源の最大活用に向けた環境整備についてです。資料に電源Ⅲの発電余力を把握できる仕組みや、最適運用のための必要な情報提供という記載がございますが、需給ひっ迫時の対応などから、全体の供給力を把握して、調整機能を適切に活用していくことは重要と考えており、一般送配電事業者としても検討に協力してまいりたいと考えております。

最後に、2022年度夏季のkWおよびkWh公募について整理いただき、ありがとうございます。今後、6月下旬までに入札募集、落札者決定、契約協議と、相当タイトなスケジュールとなりますが、一般送配電事業者として、しっかりと対応してまいります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それではエネット、谷口オブザーバー、どうぞ。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。

資料5-2の最後のページの、電力需給対策の基本的方向性の中の需要対策の一番下に、セーフティネットとしての計画停電とか、使用制限令という話がございますが、東日本大震災の後の計画停電のときに、かなりたくさんのお客さまから、われわれ小売事業者のところへ電話なりメールなりというところで問い合わせをいただいても、情報がなくて対応できなかったという、非常に大変なことがありますし、われわれのお客さまじゃないお客さまからも、小売の事業者を変えれば計画停電が逃れられるんじゃないかというような、誤解に基づく問い合わせというのかなり多く経験したことを覚えております。

そういう意味で、万が一こういうことが発動される場合に備えて準備しておく際には、小売事業者も含めて、きちんと情報が流れて、お客さま、需要家の方々の混乱がないような形を配慮して準備というところを進めていただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。今チャット上では以上ですが、よろしいですかね。

それじゃ事務局から、ご意見に対するご回答といいますか、コメントをお願いいたします。

○小川課長

本日もさまざま、具体的なご提案も含めて、いただきまして、ありがとうございました。特にDRのところは、われわれもこれから、アグリというお話もありました、さまざまな形で具体的な事例などを積み上げて横展開というところをぜひ行っていきたいと考えております。

また、情報発信、伝え方、松橋委員からありました、基礎自治体への伝え方、こども、私どものほうで、直接的なのか間接的なのか、都道府県との関係、この辺もしっかり整理していきたいと考えておりますし、村松委員からご指摘ありましたような、今度、産業界というところも、これからしっかり取り組んでいきたいと考えております。

1点、村松委員から「違和感がある」というご指摘をいただいた37ページの既存電源の最大活用といった点についての補足であります。中身的には送配電事業者の把握、ここの委員会の場で直接的なご意見というところでは、確かになかったかもしれませんが、送配電事業者の側とのコミュニケーションの中で、より活用していくにはどんな環境整備が必要かと、ひっ迫の経験も踏まえて出てきている論点ということと。

もう一つ、そういう意味では直接の関係ではないのかもしれませんが。情報公開というところも入っております。これにつきましては、37ページの後に幾つか参考資料を付けております。これまでも別の場、例えば電取委では市場の透明性、あるいは再エネの大量小委にお

きましては予見可能性みたいな形で、別途これまでもご議論がされてきたところでありまして。資料の書き方が良くなかったかもしれません。加えて今回ひっ迫との関係でも意義と
いいでしょうか、重要性が出てきていると、そういう形でのお示しでありました。

その他、いただいたご意見、このひっ迫の検証、22年度の対策、いずれも次回の取りまとめを
考えておりますので、本日いただいたご意見も踏まえつつ、またまとめていきたいと思
っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。今、小川課長からありましたように、今回の資料1も資料2も、
何人かの委員の方もおっしゃっていましたが、大体この方向で、というようなご意見
だったと思います。今細かい点について幾つかありましたけれども、それについてはもちろ
ん考慮していただくということでもあります。

一方でまた、需給対策については、これもそろそろ決めないといけない時期になっていま
す。それで、今のことを総合しますと、今日の資料5-1、資料5-2については、この方
向で、事務局でまとめていただいて、次回、最終的に議論して、まとめとさせていただ
こうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

よろしゅうございますかね。そういう方向で進めさせていただきます。

それでは、本日の議事はこれで終了ということでもあります。本当に長い時間、活発にご議
論いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第49回電力・ガス基本政策小員会を閉会といたします。本日はどう
もありがとうございました。